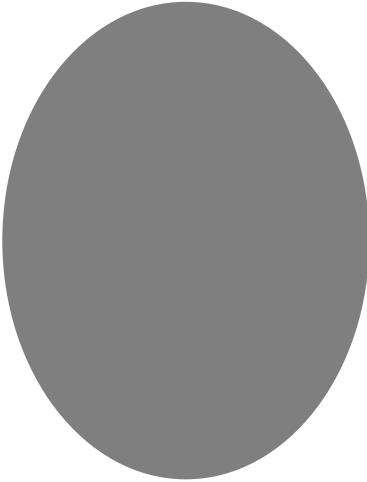


袖ヶ浦市こども計画 (骨子案)

令和8年3月 策定予定

袖ヶ浦市

はじめに



A large, solid gray circle is positioned on the right side of a grid of black asterisks. The grid consists of approximately 20 horizontal rows and 20 vertical columns of asterisks, creating a pattern that covers most of the left and center areas of the image. The gray circle is perfectly opaque and has a smooth, circular edge.

令和8年3月

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩

目

P *

第1章 計画の策定にあたって

- p * 1 計画策定の背景と趣旨
- p * 2 計画の位置づけ
- p * 3 計画の期間
- p * 4 計画の策定体制

P *

第2章 計画の位置づけ

- p * 1 こども・子育て家庭の状況
- p * 2 市と地域の状況
- p * 3 地域における子育て支援事業の利用状況
- p * 4 こども・若者・子育てを取り巻く現状
- p * 5 ニーズ調査結果からみた市民の意向
- p * 6 意見募集からみた市民の意向
- p * 7 ワークショッピングからみた市民の意向
- p * 8 生活実態調査結果からみた市民の意向
- p * 9 若者意識調査結果からみた市民の意向
- p * 10 市民意識調査結果からみた市民の意向
- p * 11 関係団体調査からみた市民の意向

P *

第3章 計画の基本的な考え方

- p * 1 基本理念
- p * 2 計画推進のための基本的視点
- p * 3 施策体系
- p * 4 指標の設定

P *

第4章 施策の展開

- p * 1 ライフステージを通した施策分野
- p * 2 ライフステージに応じた施策分野
- p * 3 子育て当事者を支える施策分野

次

P*

第5章 教育・保育の内容と供給体制

- p * 1 教育・保育提供区域の設定
- p * 2 子ども・子育て支援事業計画に定めるサービス
- p * 3 教育・保育の量の見込みと提供体制
- p * 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- p * 5 教育・保育の一体的提供及び推進体制
- p * 6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施
- p * 7 放課後児童対策

P*

第6章 計画の推進体制

- p * 1 計画推進体制の構築
- p * 2 関係機関との連携強化
- p * 3 計画の内容と実施状況の公表
- p * 4 事務・事業評価と事業の見直し

P*

資料編

- p * 1 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例
- p * 2 袖ヶ浦市こども計画検討委員会設置要領
- p * 3 袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議委員名簿
- p * 4 計画の策定経緯

【こどもと子どもの表記について】

「こども」の表記は、こども基本法にならって、原則として「子ども」ではなく、「こども」としています。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある用語のほか、アンケートの質問項目等を引用する場合、既存の事業名や固有名詞として用いる場合などは「子ども」を用いています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の 背景と趣旨

現在、我が国のことどもや子育て家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しており、少子化の急速な進行とともに、ライフスタイルや価値観のさらなる多様化が進んでいます。同時に、児童虐待、不登校、ヤングケアラーといった問題の深刻化が見られ、定年延長による祖父母の就労継続や地域社会のつながりの希薄化といった要因により、子育て家庭が周囲からの支援を得ることが困難な状況となっています。

このような状況を踏まえ、国では、すべてのことどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和5年4月に、ことども施策を社会全体で総合的に推進するための包括的な基本法である「ことども基本法」を施行しました。同年4月には、ことども政策の司令塔として、ことどもの健やかな成長や権利利益の擁護、子育て家庭への支援に関する事務を所管する「ことども家庭庁」が発足しています。

このことども基本法は、日本国憲法と児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのことどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できること、そして心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指しています。さらに、令和5年12月には、ことども基本法の理念に基づいてことども施策を総合的に推進するため、ことども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「ことども大綱」が閣議決定されています。

ことども基本法では、都道府県に対してことども大綱を勘案した「都道府県ことども計画」の作成を求め、市町村に対してはことども大綱及び都道府県ことども計画を勘案した「市町村ことども計画」の策定に努めることを定めています。これを受け袖ヶ浦市では、ことども大綱や千葉県が策定することども計画等を勘案し、ことども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策の推進に関する法律及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づいた、ことども施策にかかる一体的な計画として「袖ヶ浦市ことども計画」を策定します。

2 計画の 位置づけ

(1) 袖ヶ浦市こども計画の法的根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づいて定める「市町村こども計画」として、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化し、「袖ヶ浦市こども計画」として位置付けます。

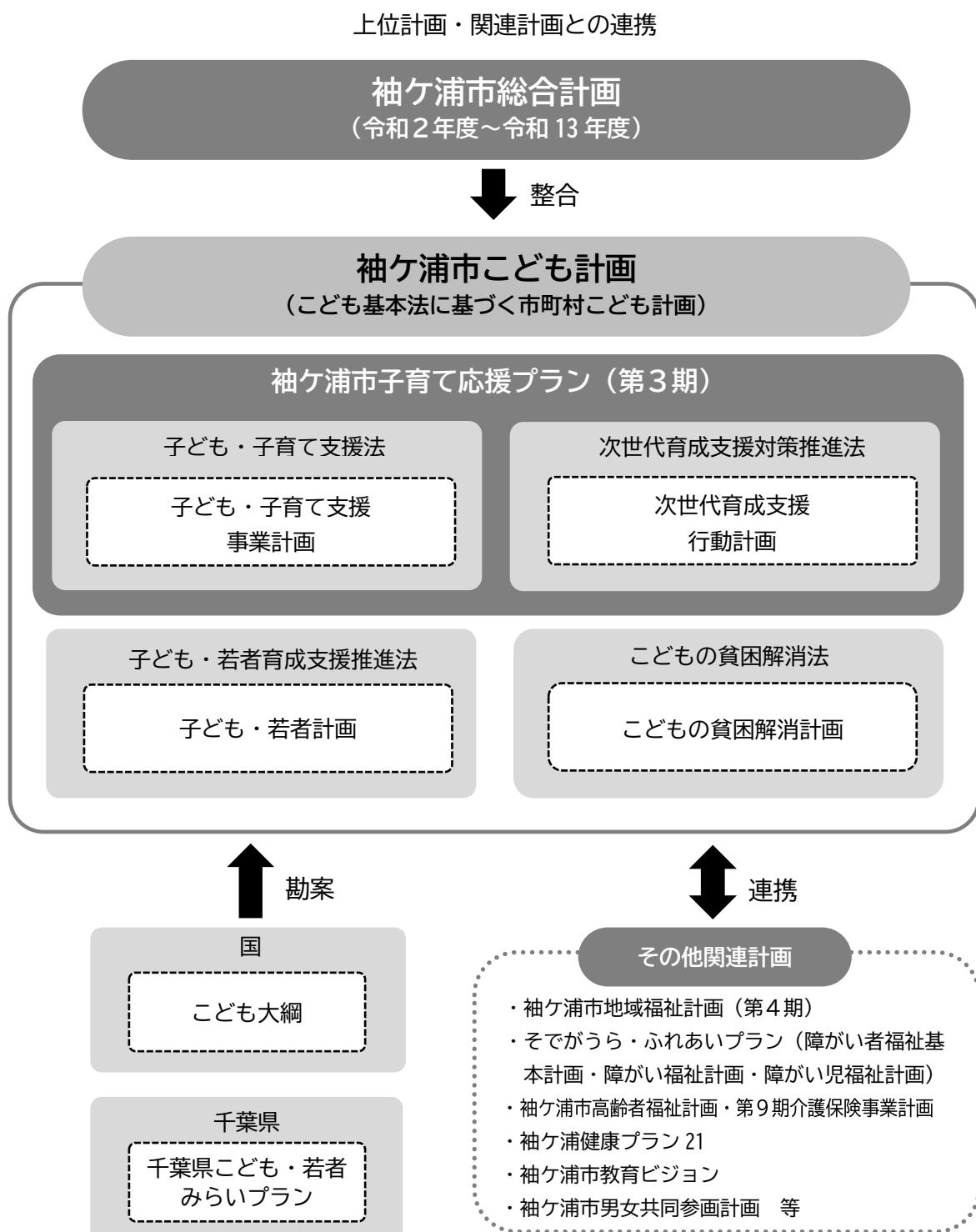
また、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」と「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちはます。

計画の法的根拠 (下記5法に基づく計画として位置づけます)

法律	計画	内容
こども基本法 (第10条第2項)	市町村こども計画	市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。
子ども・子育て 支援法 (第61条)	市町村子ども ・子育て支援事業計画	市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。
次世代育成支援 対策推進法 (第8条)	市町村行動計画	市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、知域における子育ての支援、母性ならびに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。
子ども・若者 育成支援推進法 (第9条第2項)	市町村子ども ・若者計画	市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画を作成するよう努めるものとする。
子どもの貧困の解消に 向けた対策の推進に關 する法律 (第10条第2項)	市町村こどもの貧困の 解消に向けた対策につ いての計画	市町村は、大綱(都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

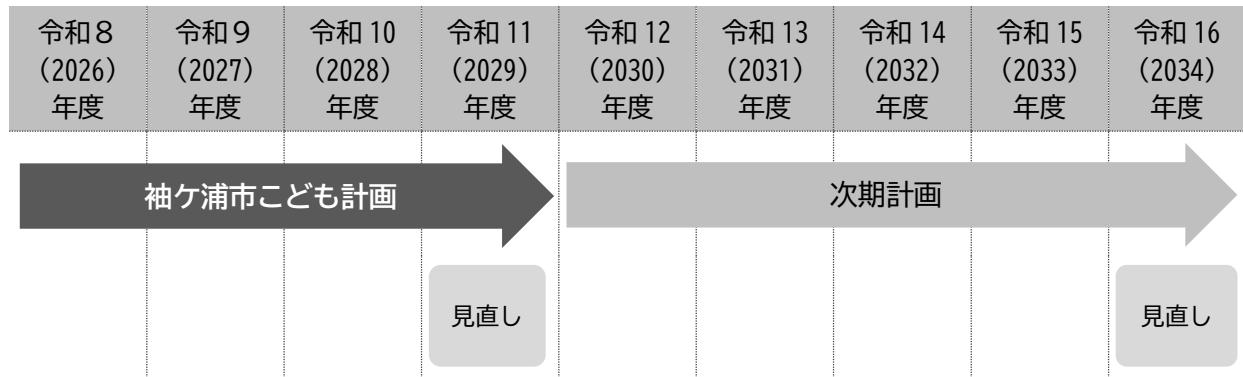
(2) 関連計画との位置づけ

本計画は、まちづくりの基本となる「袖ヶ浦市総合計画」を上位計画として、福祉分野における「袖ヶ浦市地域福祉計画（第4期）」のほか、その他の関連計画との整合性を図りながら、施策を推進していきます。



3 計画の 期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間とし、関連法の改正や社会情勢の変化等、計画の見直しが必要と思われる場合には計画の最終年度を待たずに見直しを行うものとします。



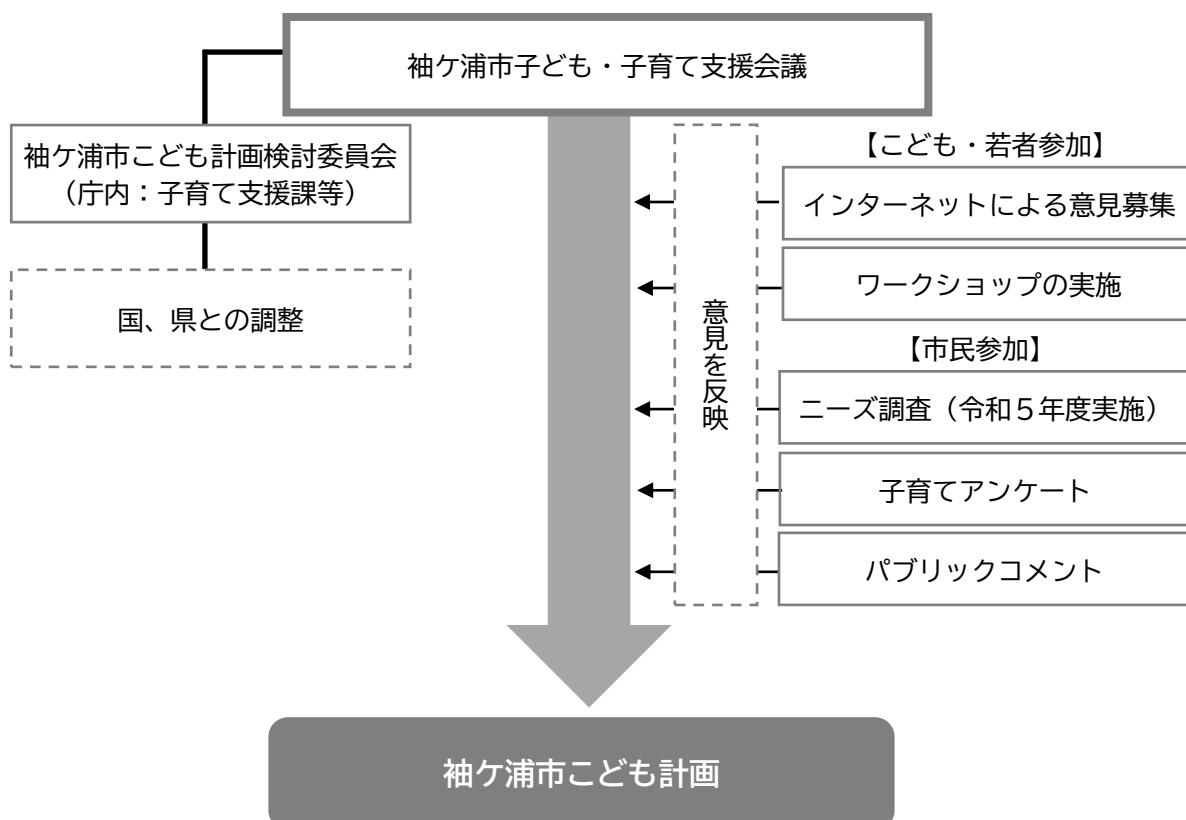
4 計画の 策定体制

本計画は、公募による市民をはじめ、学識経験者や地域のこども・子育て分野に関わる委員で構成される「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議」における議論を中心に策定しました。

また、袖ヶ浦市子育て支援課を中心に、国や県との調整を行いつつ、府内の関係各課で構成する「袖ヶ浦市こども計画検討委員会」において検討及び協議を行い、策定に向けて取り組みました。

次世代育成支援行動計画の事業評価については、子育てアンケート（市民意識調査）により施策ごとに経年的に測定することで、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な子育て支援施策の評価を行いました。また、令和5年度に実施したニーズ調査などから、地域における子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握し、こども・若者の意見聴取の手法として意見募集、ワークショップの実施、パブリックコメント等を通して、市民からの意見を計画に反映しました。

計画の策定体制



第2章 こどもと子育て家庭を取り巻く状況

1 こども・子育て家庭の状況 から

5 ニーズ調査結果からみた市民の意向 までは

現行の子育て応援プラン（第3期）の内容を時点修正したものとなります。

6 意見募集からみた市民の意向

以降につきましては下記掲載のとおりです。

6 意見募集からみた市民の意向

袖ヶ浦市内に在住または在学している
中学生から39歳までの子ども・若者に向けて、
意見を募集した結果を取りまとめて掲載します。

7 ワークショップからみた市民の意向

(1) ワークショップ概要

ワークショップでは、2つのテーマについてディスカッションしていただきました。

参加者がそれぞれ意見を付箋に書き、それを模造紙に貼り付けながら整理していきました。

① 概要

開催日時：令和7年8月26日（火） 14:00～16:30

開催場所：袖ヶ浦市役所南庁舎2階 そでふれあ

参加対象者：市内在住・在学の15歳（中学校卒業後）～22歳のこども・若者

参加人数：8名

② 実施テーマ

テーマ①	袖ヶ浦市のいいところ
テーマ②	こどもにとってどんなまちが住みやすいか？

(2) 主な意見

テーマ①「袖ヶ浦市のいいところ」

- ・ドイツ村がある所
- ・イベントが多い
- ・開発が進んでいること
- ・道が整っているアクセスが良い
- ・駅が綺麗
- ・田んぼが広がっている 等



テーマ②「こどもにとってどんなまちが住みやすいか？」

- ・バスの便がもっと多くなれば住みやすい
- ・子ども達と関われる機会を作る
- ・遊ぶ所がたくさんある場所
- ・子供同士のトラブルが少なくなってほしい
- ・いじめが少ない場所！
- ・市内に大学・専門学校があってほしい 等



(3) ワークショップの総括

テーマ①「袖ヶ浦市のいいところ」

テーマ①については、「袖ヶ浦のいいところ」として、自然が豊かで緑が多いこと、公園や田んぼが広がっていること、駅や市役所がきれいで過ごしやすいことなどが挙げられました。また、コンビニや飲食店が多く、通学や帰宅時に便利だという声もありました。交通の便が良く、東京にも出かけやすい点や、ドイツ村などの観光地があることも魅力として挙げられました。こうした意見から、地域資源の魅力を活かしながら、さらに住みやすさを高める工夫が重要となります。

テーマ②「子どもにとってどんなまちが住みやすいか？」

テーマ②については、「子どもにとって住みやすいまち」について、交通の便が良く、公園や遊ぶ場所が充実していて、地域の人が親切であることが大切だという意見が多く出されました。また、ポイ捨てや道路の整備不足、いじめの問題など、子どもが安心して過ごせる環境づくりへの課題も挙げられました。バスの本数や施設の充実、地域交流の場づくりなど、子どもたちの視点から見た「住みやすさ」を実現するための工夫が必要だという声が多く聞かれました。

まとめ

ワークショップでは、袖ヶ浦市の魅力と今後の課題について、子どもの視点から多くの意見が寄せられました。テーマ①では、自然環境の豊かさや公共施設の整備、交通利便性、観光資源の充実などが評価され、地域資源を活かした住みやすさの向上が求められました。テーマ②では、子どもにとっての安心・安全な環境づくりが重視され、交通手段の充実、公園整備、地域交流の促進などが課題として挙げられました。今後は、これらの意見を踏まえた具体的な施策の検討が必要です。

8 生活実態調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

小学生本人調査：小学校での配布及びWEBによる回答

中学生本人調査：中学校での配布及びWEBによる回答

保護者調査：小・中学校での配布及びWEBによる回答

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
小学生本人調査	588 件	241 件	41.0%
中学生本人調査	540 件	117 件	21.7%
保護者調査	1,128 件	195 件	17.3%

⑤ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 主な集計結果

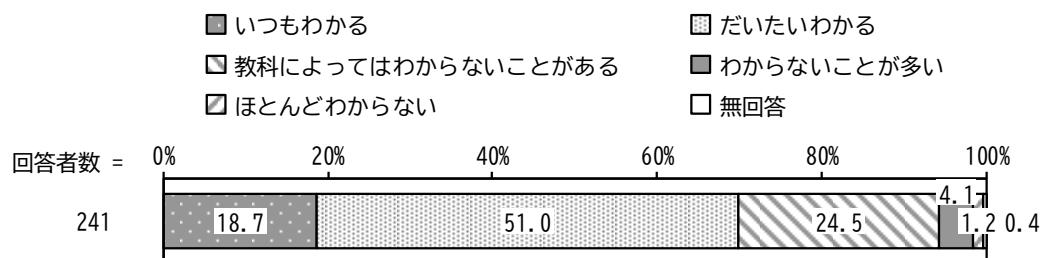
① 学校の授業がわからないことの有無

小学生では、「だいたいわかる」の割合が51.0%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」の割合が24.5%、「いつもわかる」の割合が18.7%となっています。

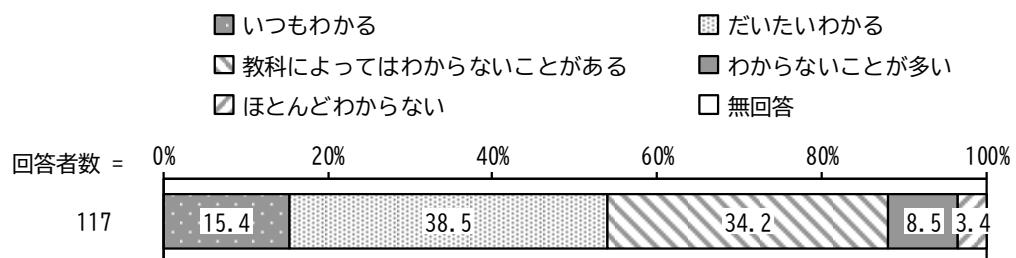
中学生では、「だいたいわかる」の割合が38.5%と最も高く、次いで「教科によってはわからないことがある」の割合が34.2%、「いつもわかる」の割合が15.4%となっています。

学校の授業がわからないことの有無

【 小学生 】



【 中学生 】



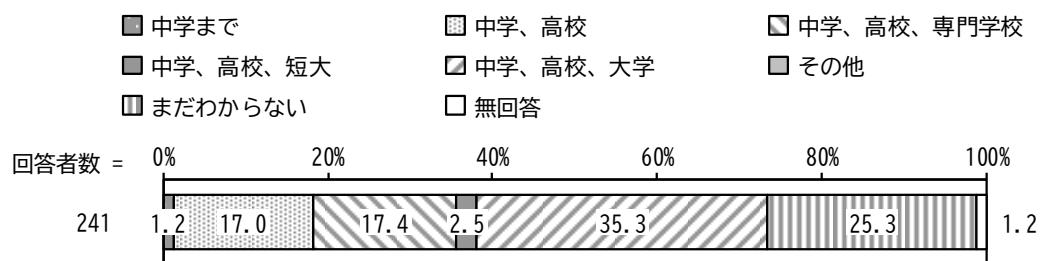
② 将来、どの学校に進学したいか

小学生では、「中学、高校、大学」の割合が35.3%と最も高く、次いで「中学、高校、専門学校」の割合が17.4%、「中学、高校」の割合が17.0%となっています。

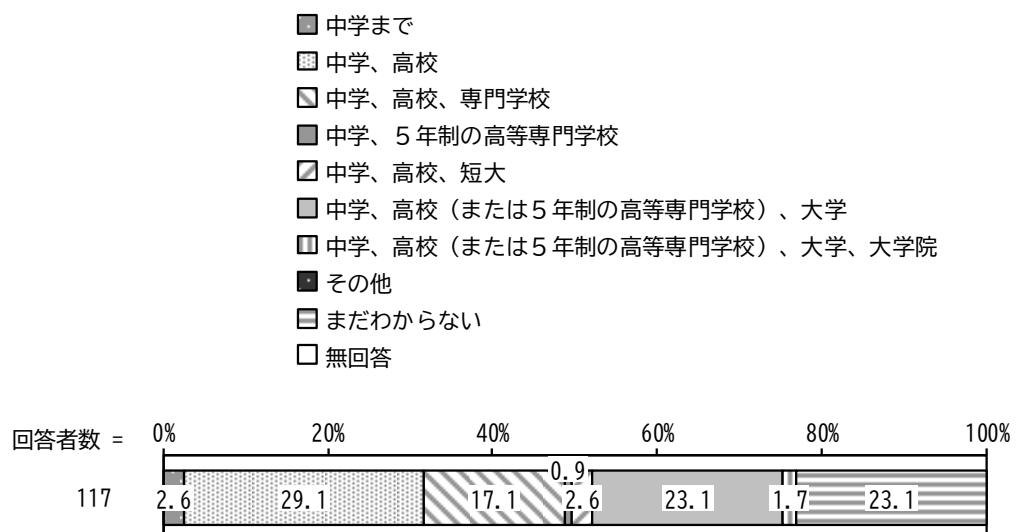
中学生では、「中学、高校」の割合が29.1%と最も高く、次いで「中学、高校（または5年制の高等専門学校）、大学」、「まだわからない」の割合が23.1%となっています。

将来、どの学校に進学したいか

【 小学生 】



【 中学生 】



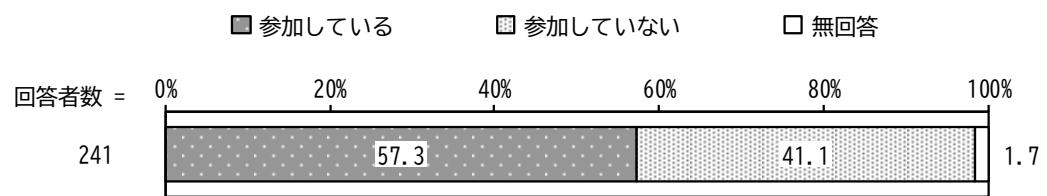
③ 地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加状況

小学生では、「参加している」の割合が57.3%、「参加していない」の割合が41.1%となっています。

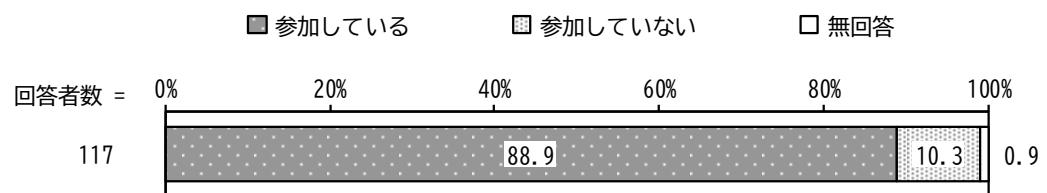
中学生では、「参加している」の割合が88.9%、「参加していない」の割合が10.3%となっています。

地域のスポーツクラブや文化クラブへの参加状況

【 小学生 】



【 中学生 】



④ 最近の生活の満足度

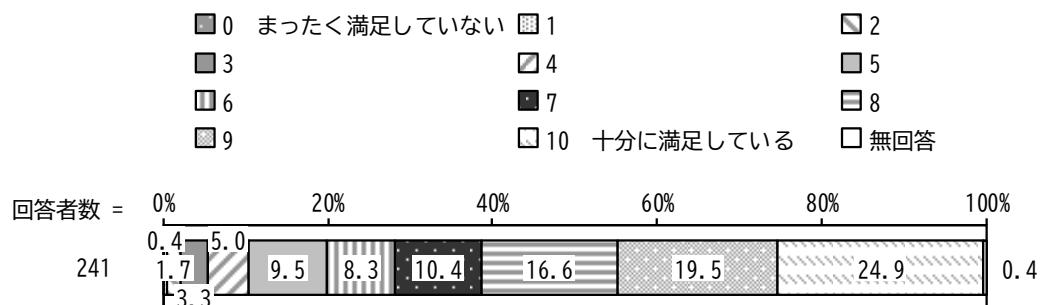
(「0 まったく満足していない」から「10 十分に満足している」)

小学生では、「10 十分に満足している」の割合が24.9%と最も高く、次いで「9」の割合が19.5%、「8」の割合が16.6%となっています。

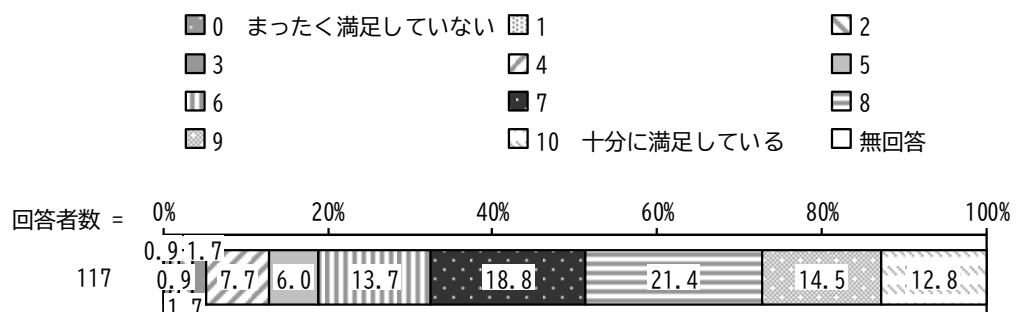
中学生では、「8」の割合が21.4%と最も高く、次いで「7」の割合が18.8%、「9」の割合が14.5%となっています。

最近の生活の満足度

【 小学生 】



【 中学生 】



⑤ 利用したことがある場所と今後の利用意向

小学生では、『a) (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所』で「利用したことがある」が、『c) 勉強を無料でみてくれる場所』で「あれば利用したいと思う (利用したことはない)」が、『d) (家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)』で「今後も利用したいと思わない (利用したことはない)」、「今後利用したいかどうか分からぬ (利用したことはない)」が高くなっています。

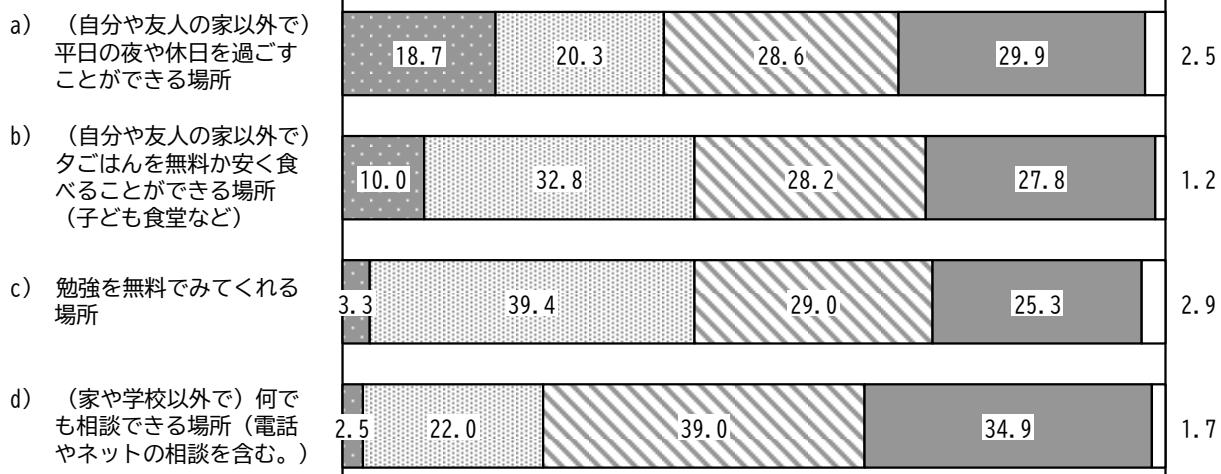
中学生では、『a) (自分や友人の家以外で) 平日の夜や休日を過ごすことができる場所』で「利用したことがある」が、『c) 勉強を無料でみてくれる場所』で「あれば利用したいと思う (利用したことはない)」が、『d) (家や学校以外で) 何でも相談できる場所 (電話やネットの相談を含む。)』で「今後も利用したいと思わない (利用したことはない)」、「今後利用したいかどうか分からぬ (利用したことはない)」が高くなっています。

利用したことがある場所と今後の利用意向

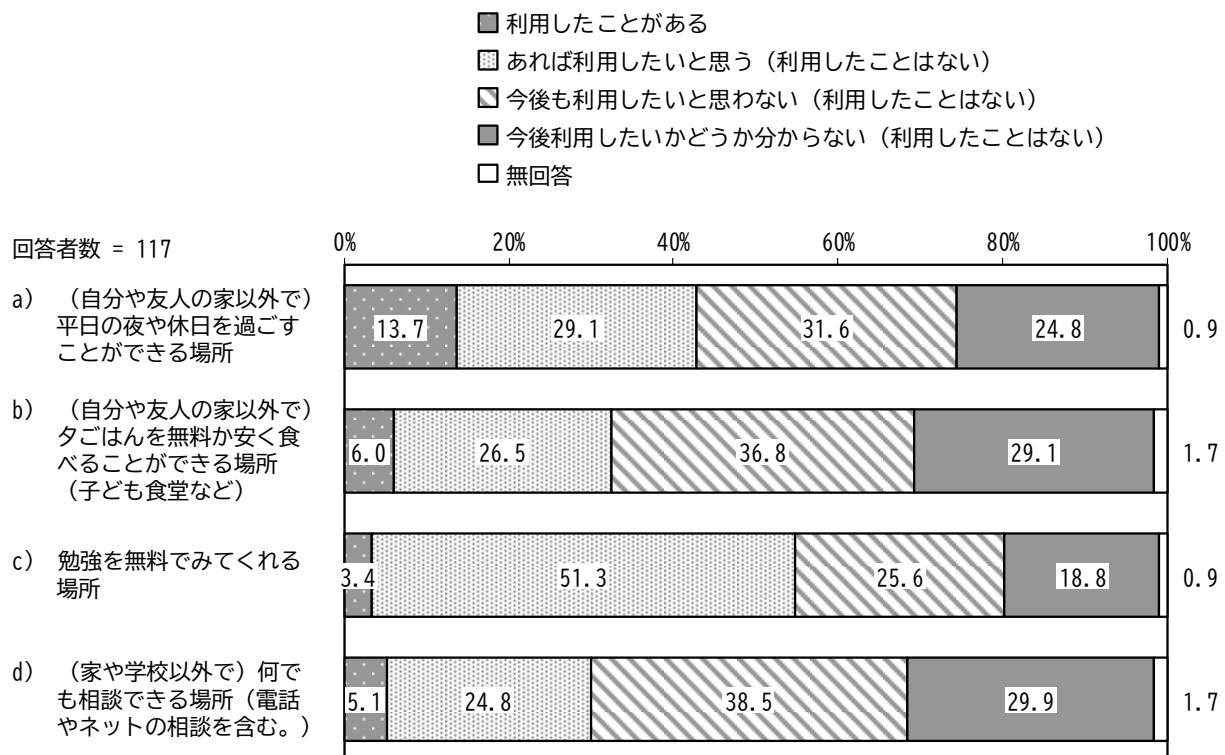
【 小学生 】

- 利用したことがある
- あれば利用したいと思う (利用したことはない)
- 今後も利用したいと思わない (利用したことはない)
- 今後利用したいかどうか分からぬ (利用したことはない)
- 無回答

回答者数 = 241

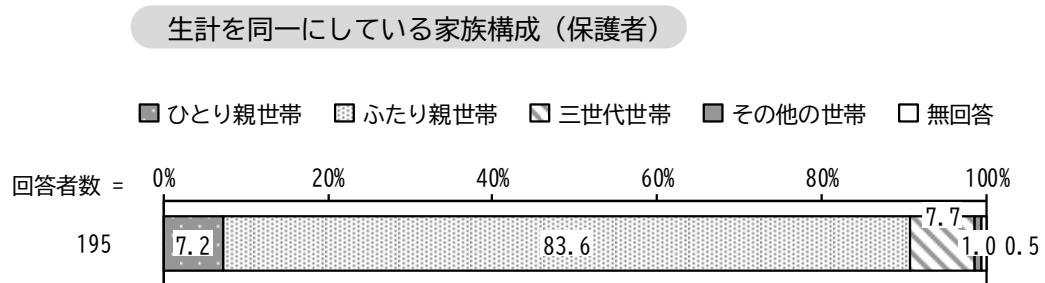


【 中学生 】



⑥ 生計を同一にしている家族構成

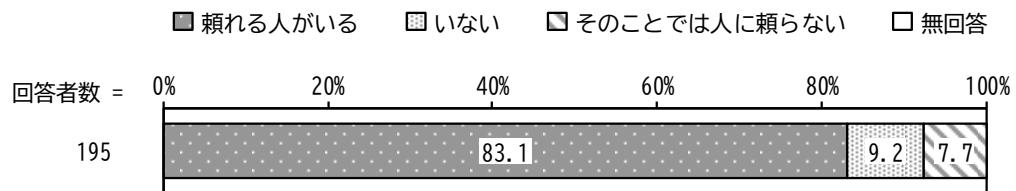
「ふたり親世帯」の割合が83.6%と最も高くなっています。



⑦ 次の事柄について頼れる人の有無

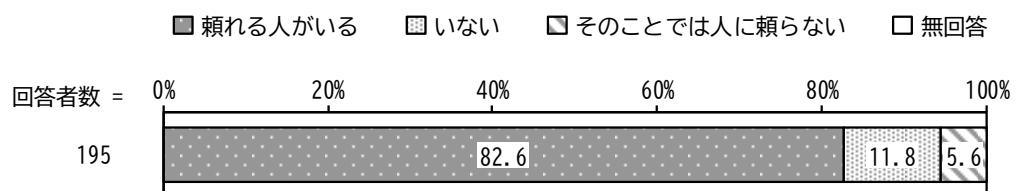
「頼れる人がいる」の割合が83.1%、「いない」の割合が9.2%、「そのことでは人に頼らない」の割合が7.7%となっています。

子育てに関する相談について頼れる人の有無（保護者）



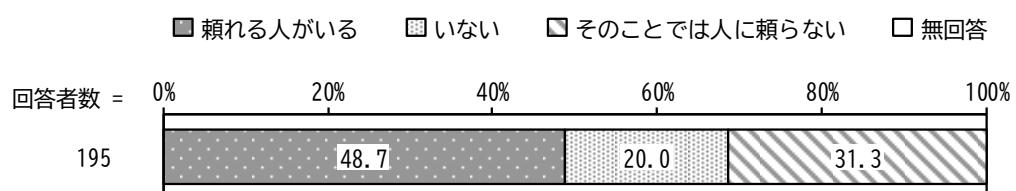
「頼れる人がいる」の割合が82.6%、「いない」の割合が11.8%、「そのことでは人に頼らない」の割合が5.6%となっています。

重要な事柄の相談について頼れる人の有無（保護者）



「頼れる人がいる」の割合が48.7%、「いない」の割合が20.0%、「そのことでは人に頼らない」の割合が31.3%となっています。

いざという時のお金の援助について頼れる人の有無（保護者）

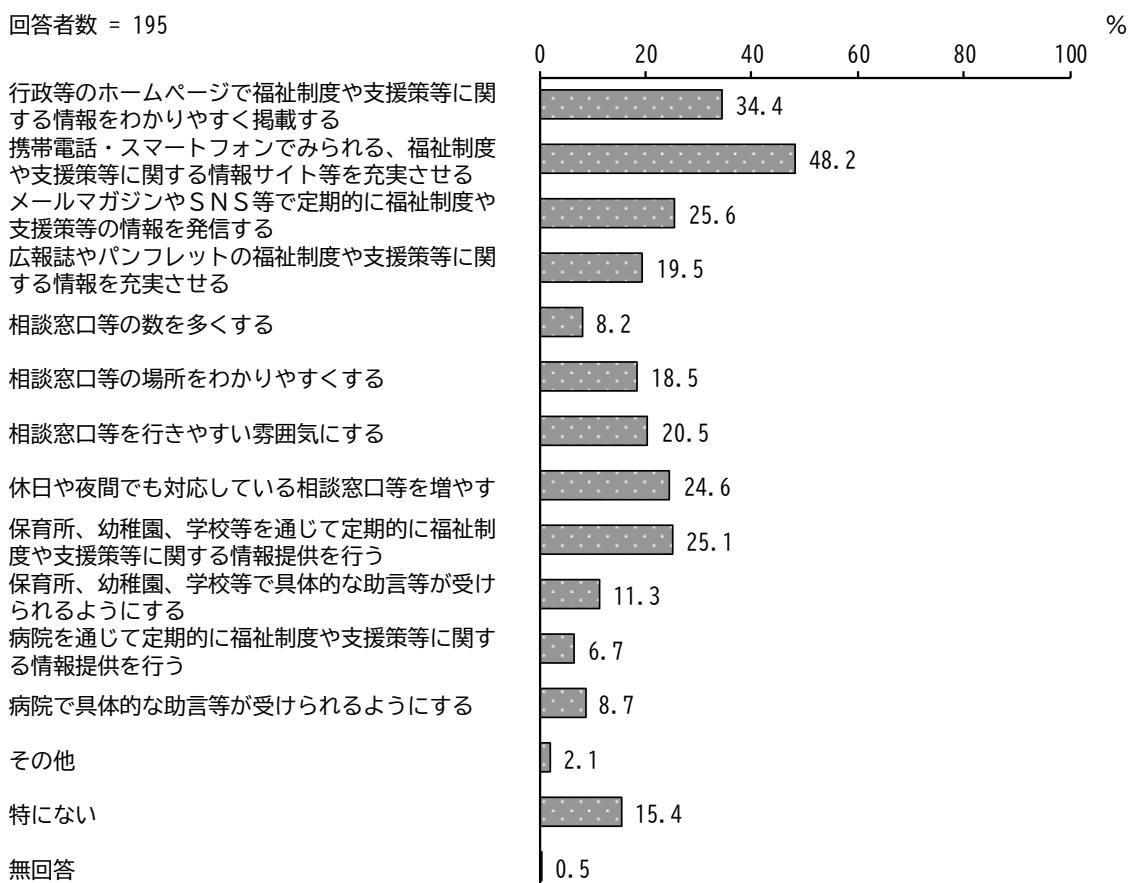


⑧ 必要な支援を受けるために重要なこと

「携帯電話・スマートフォンでみられる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」の割合が48.2%と最も高く、次いで「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」の割合が34.4%、「メールマガジンやSNS等で定期的に福祉制度や支援策等の情報を発信する」の割合が25.6%となっています。

必要な支援を受けるために重要なこと（保護者）

回答者数 = 195



(3) 生活実態調査結果からみた課題

① 教育環境の充実

学校の授業で「教科によってはわからないことがある」と回答した割合は小学生で24.5%、中学生で34.2%となっており、学校の授業でわからないことがある児童・生徒が一定数いることがうかがえます。また、『勉強を無料でみてくれる場所』が「あれば利用したいと思う」と回答した割合は小学生で39.4%、中学生で51.3%と高くなっていますから、一人ひとりの学習状況に合わせた内容や指導方法の見直し、学習機会の提供などが求められています。

② 経済的な援助の推進

子育てに関する相談について「頼れる人がいる」割合は83.1%、重要な事柄の相談について「頼れる人がいる」割合は82.6%と高くなっていますが、いざという時のお金の援助について「頼れる人がいる」割合は48.7%と低くなっています。

経済的な援助が必要となった時に、支援が受けられるような政策を推進することが必要です。

③ 支援等に関する情報の提供・充実

必要な支援を受けるために重要だと思うことについて、「携帯電話・スマートフォンでみられる、福祉制度や支援策等に関する情報サイト等を充実させる」、「行政等のホームページで福祉制度や支援策等に関する情報をわかりやすく掲載する」、「メールマガジンやＳＮＳ等で定期的に福祉制度や支援策等の情報を発信する」が上位に挙げられています。

必要とする支援を受けるためには福祉制度や支援策等に関する情報の収集が最も重要なため、手軽に調べられるインターネットでの情報の提供・充実が求められています。

9 若者意識調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

はがきでの配布及びWEBによる回答

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
若者意識調査	1,000 件	222 件	22.2%

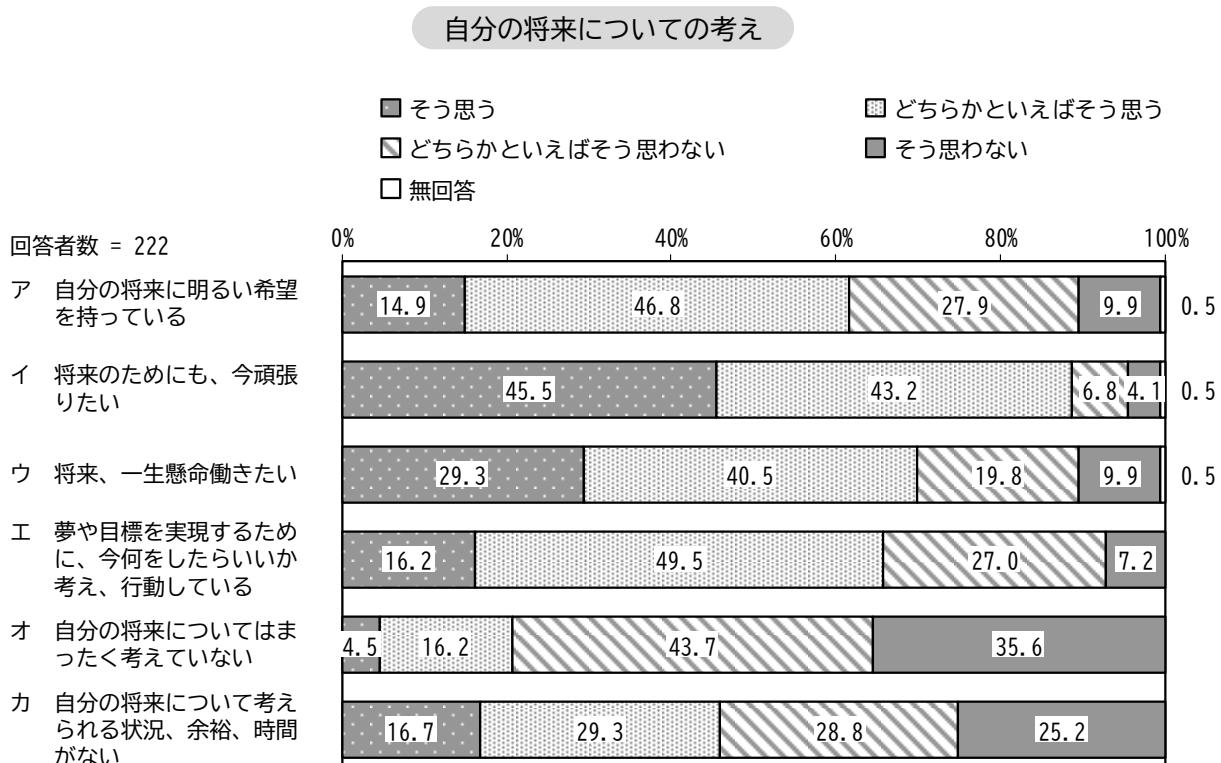
⑤ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 主な集計結果

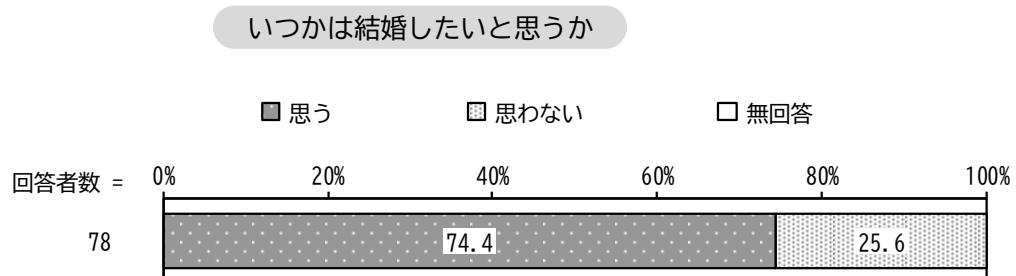
① 自分の将来についての考え方

『イ 将来のためにも、今頑張りたい』で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”が高くなっています。一方、『オ 自分の将来についてはまったく考えていない』で「どちらかといえばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”が高くなっています。



② いつかは結婚したいと思うか

「思う」の割合が74.4%、「思わない」の割合が25.6%となっています。

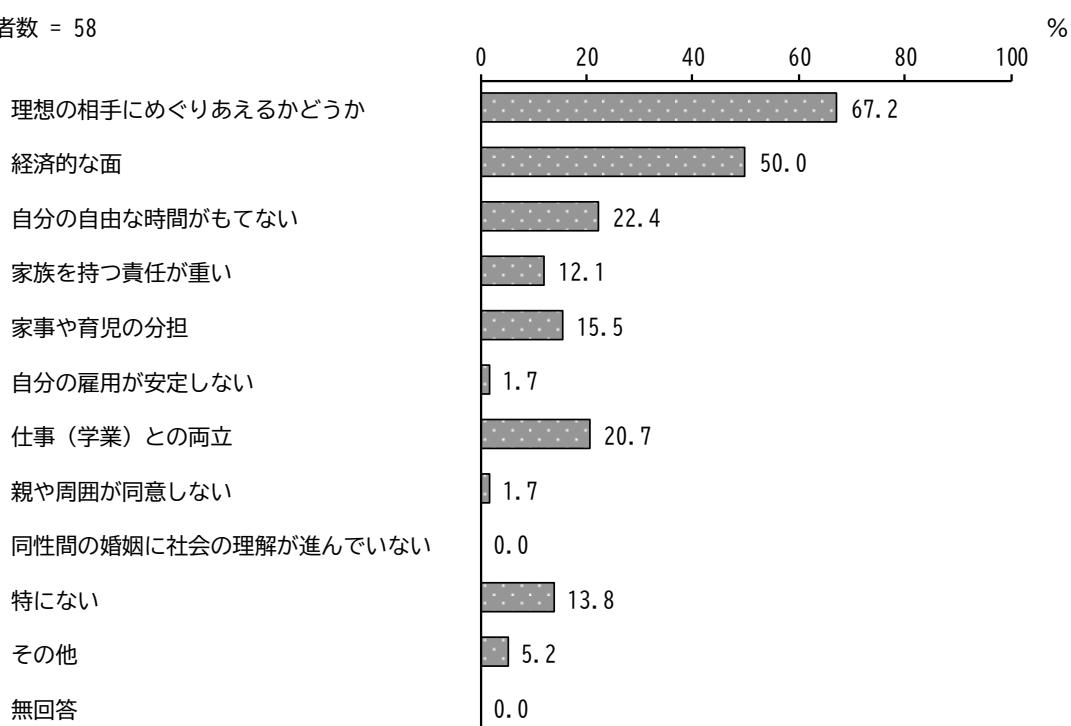


③ 現在結婚について抱いている不安

「理想の相手にめぐりあえるかどうか」の割合が67.2%と最も高く、次いで「経済的な面」の割合が50.0%、「自分の自由な時間がもてない」の割合が22.4%となっています。

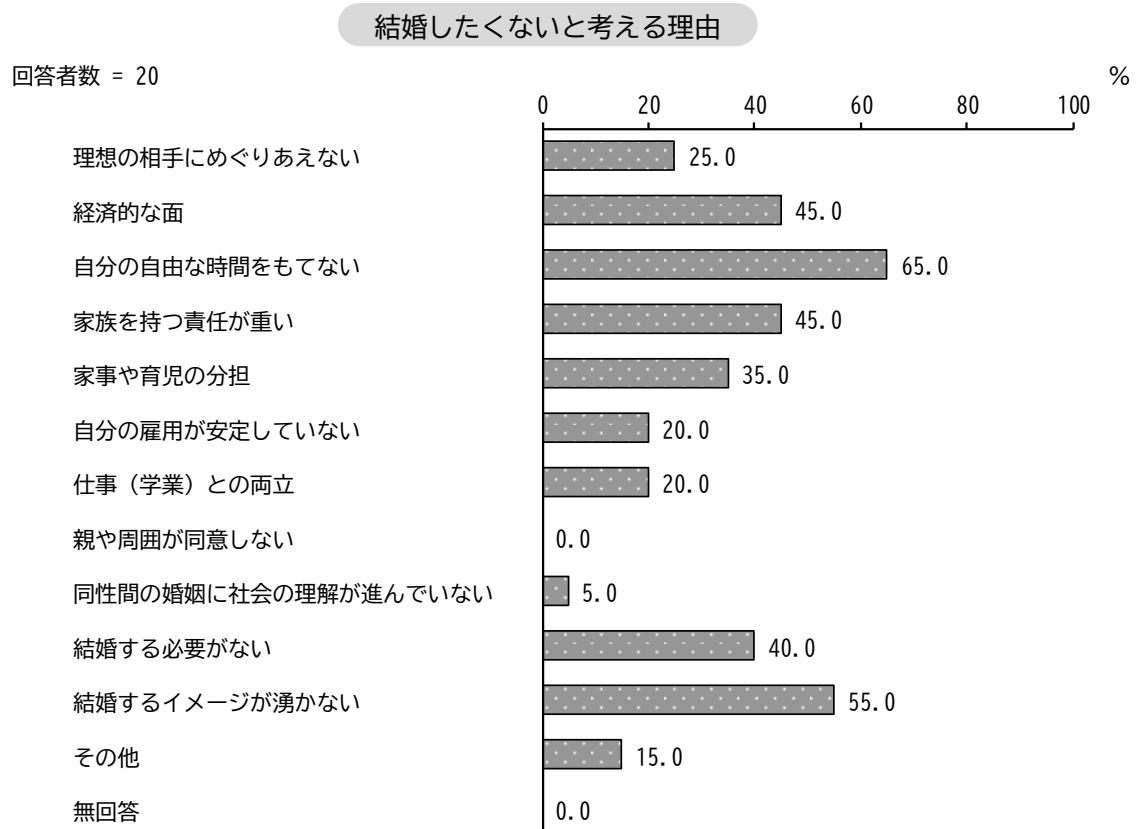
現在結婚について抱いている不安

回答者数 = 58



④ 結婚したくないと考える理由

「自分の自由な時間をもてない」の割合が65.0%と最も高く、次いで「結婚するイメージが湧かない」の割合が55.0%、「経済的な面」、「家族を持つ責任が重い」の割合が45.0%となっています。

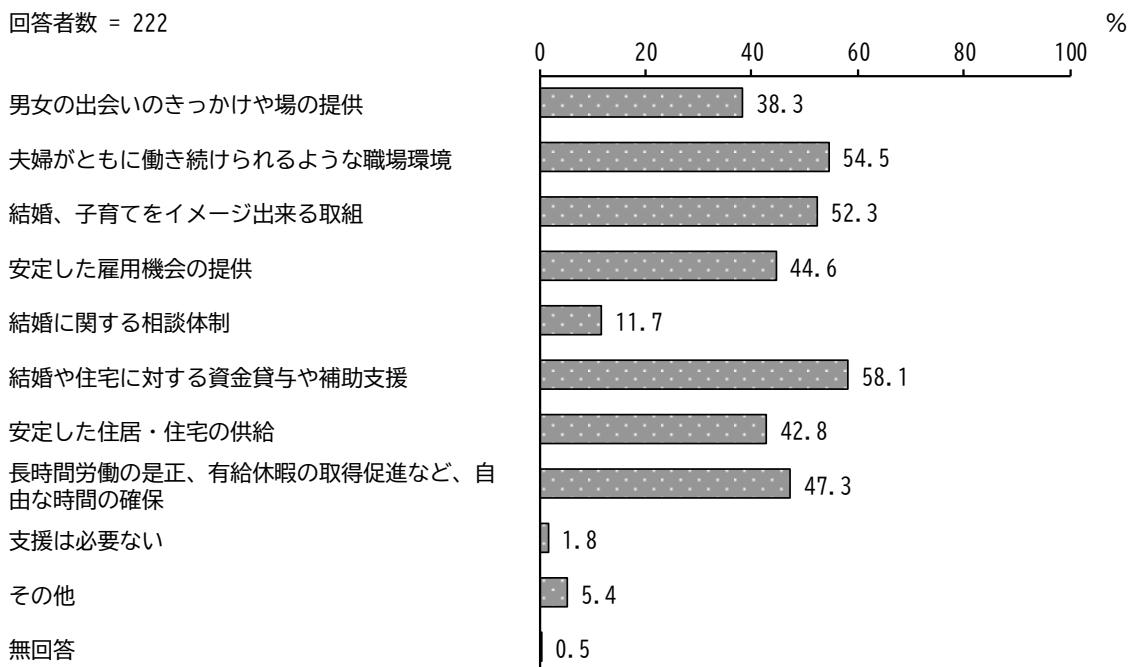


⑤ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が58.1%と最も高く、次いで「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」の割合が54.5%、「結婚、子育てをイメージ出来る取組」の割合が52.3%となっています。

結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

回答者数 = 222

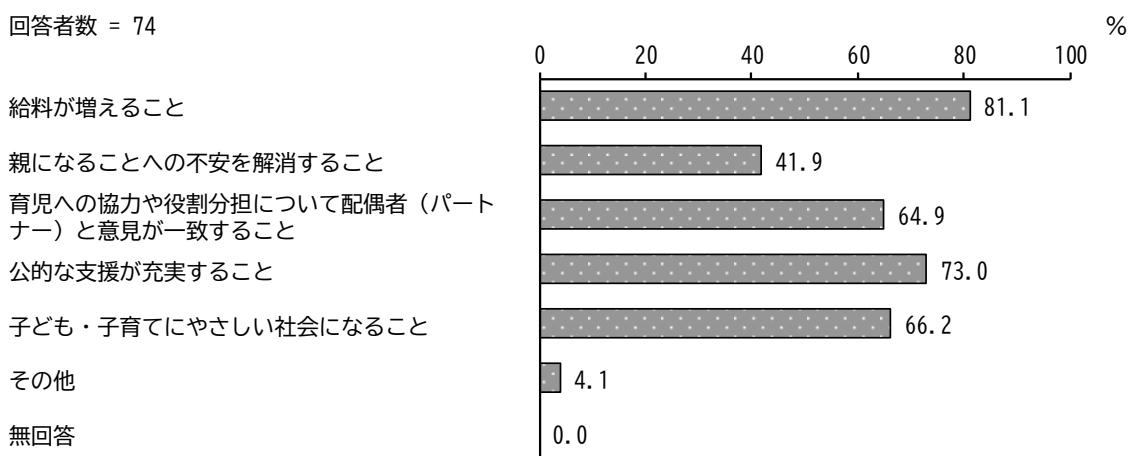


⑥ 子どもを持つために必要だと思うこと

「給料が増えること」の割合が81.1%と最も高く、次いで「公的な支援が充実すること」の割合が73.0%、「子ども・子育てにやさしい社会になること」の割合が66.2%となっています。

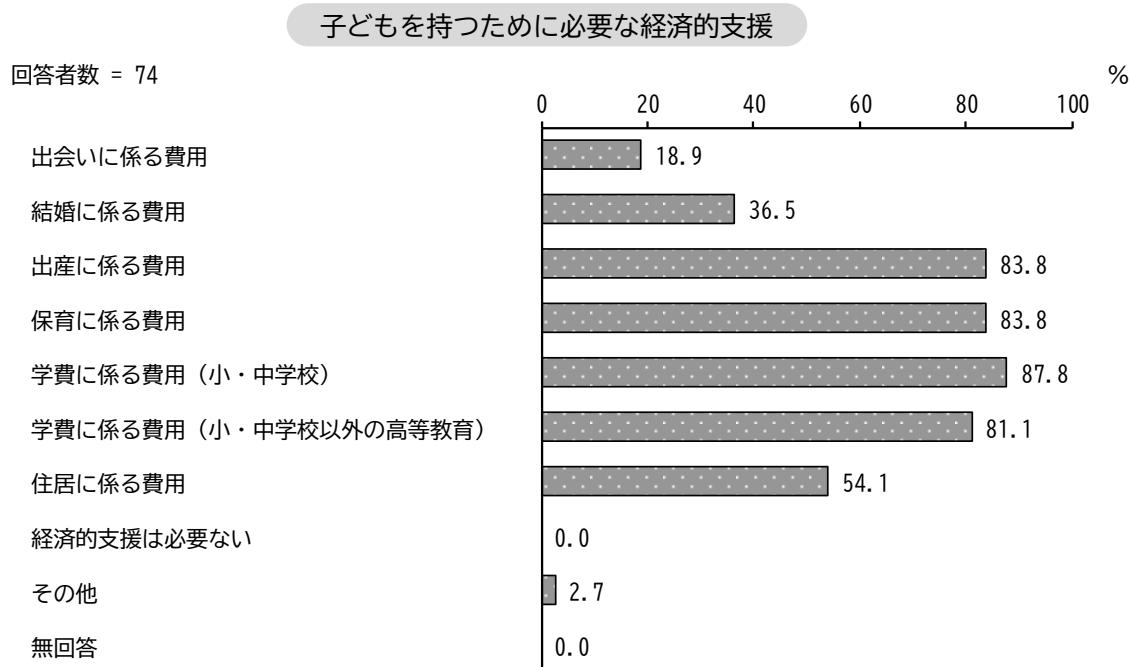
子どもを持つために必要だと思うこと

回答者数 = 74



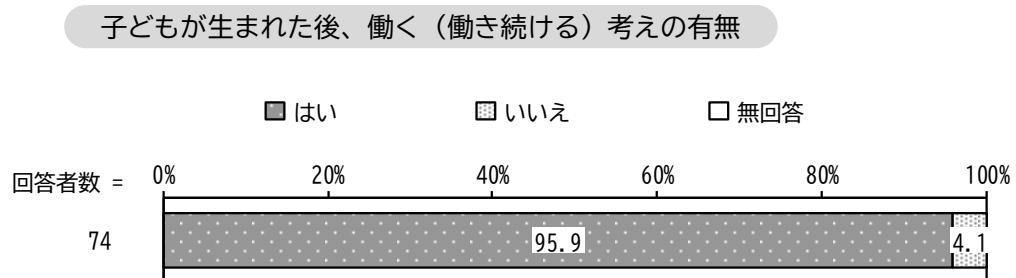
⑦ 子どもを持つために必要な経済的支援

「学費に係る費用（小・中学校）」の割合が87.8%と最も高く、次いで「出産に係る費用」、「保育に係る費用」の割合が83.8%となっています。



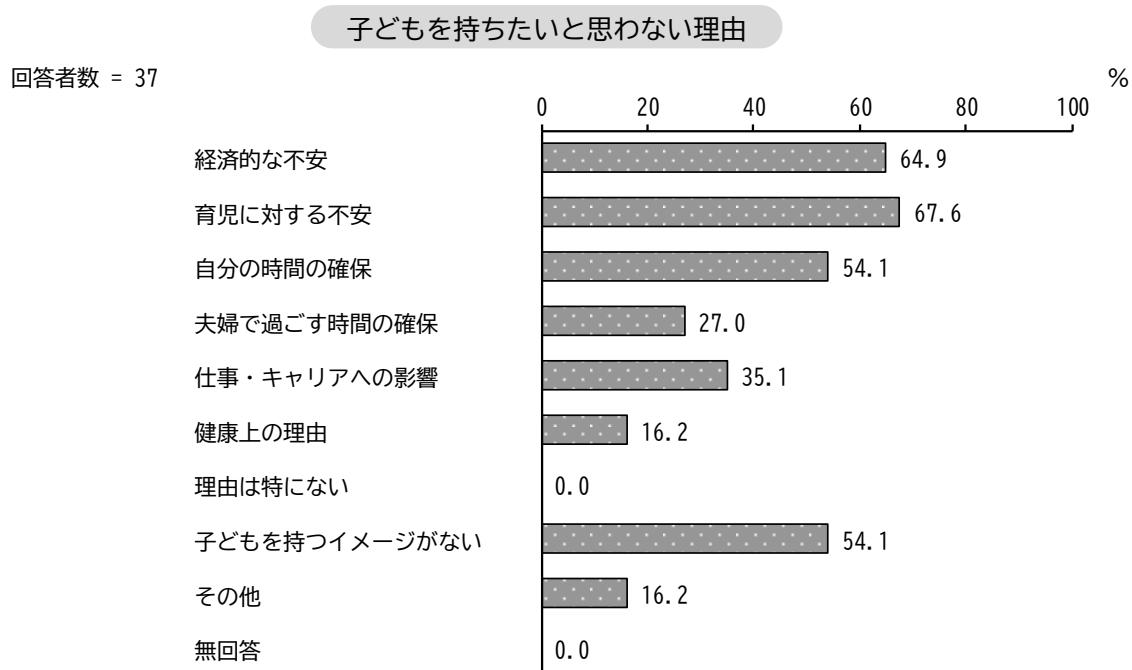
⑧ 子どもが生まれた後、働く（働き続ける）考えの有無

「はい」の割合が95.9%、「いいえ」の割合が4.1%となっています。



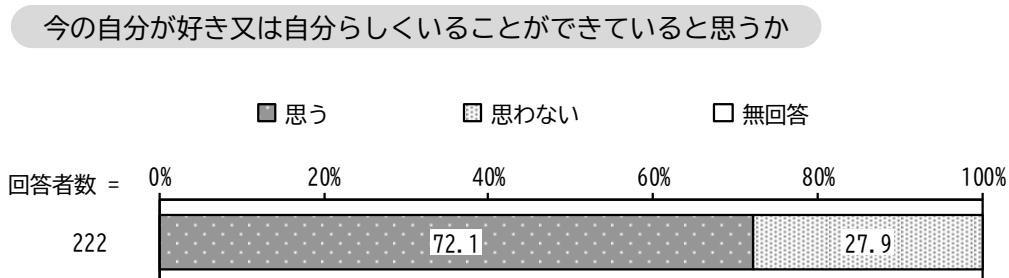
⑨ 子どもを持ちたいと思わない理由

「育児に対する不安」の割合が67.6%と最も高く、次いで「経済的な不安」の割合が64.9%、「自分の時間の確保」、「子どもを持つイメージがない」の割合が54.1%となっています。



⑩ 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思うか

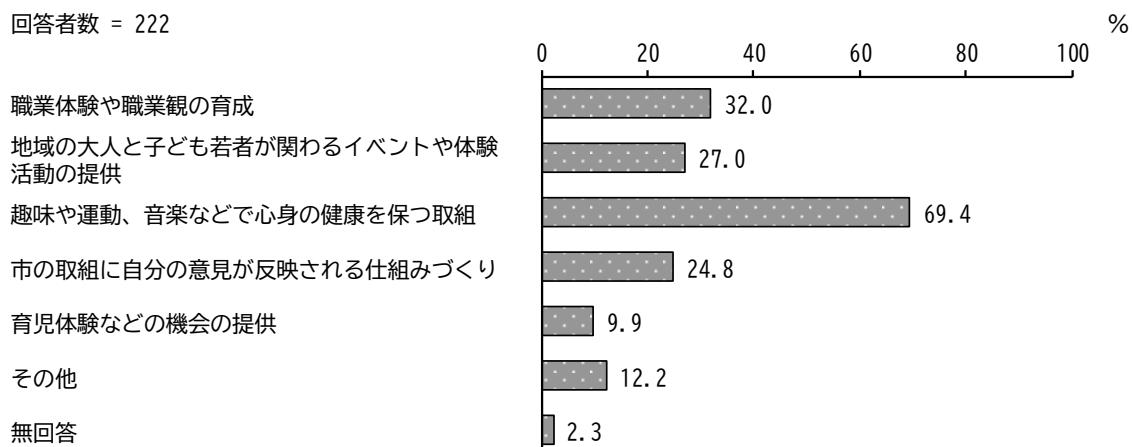
「思う」の割合が72.1%、「思わない」の割合が27.9%となっています。



⑪ 子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組

「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が69.4%と最も高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が32.0%、「地域の大人と子ども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が27.0%となっています。

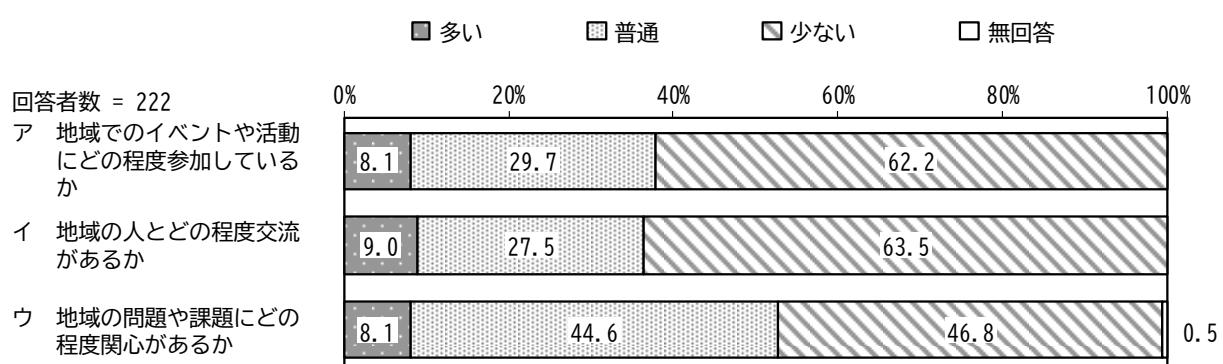
子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組



⑫ これまでの地域との関わり方の状況

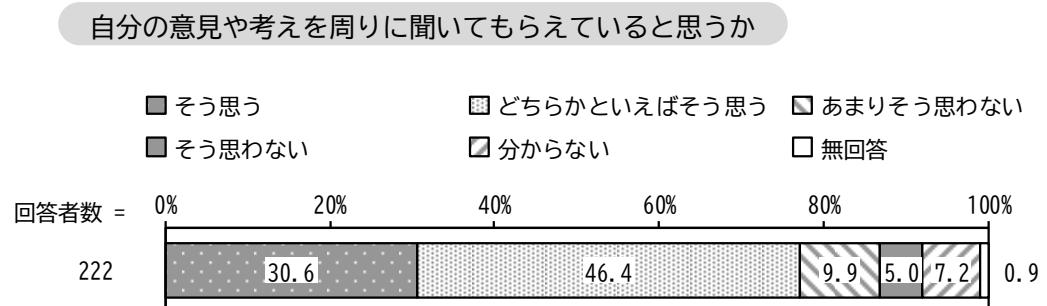
『イ 地域の人とどの程度交流があるか』で「多い」、「少ない」が、『ウ 地域の問題や課題にどの程度関心があるか』で「普通」が高くなっています。

これまでの地域との関わり方の状況



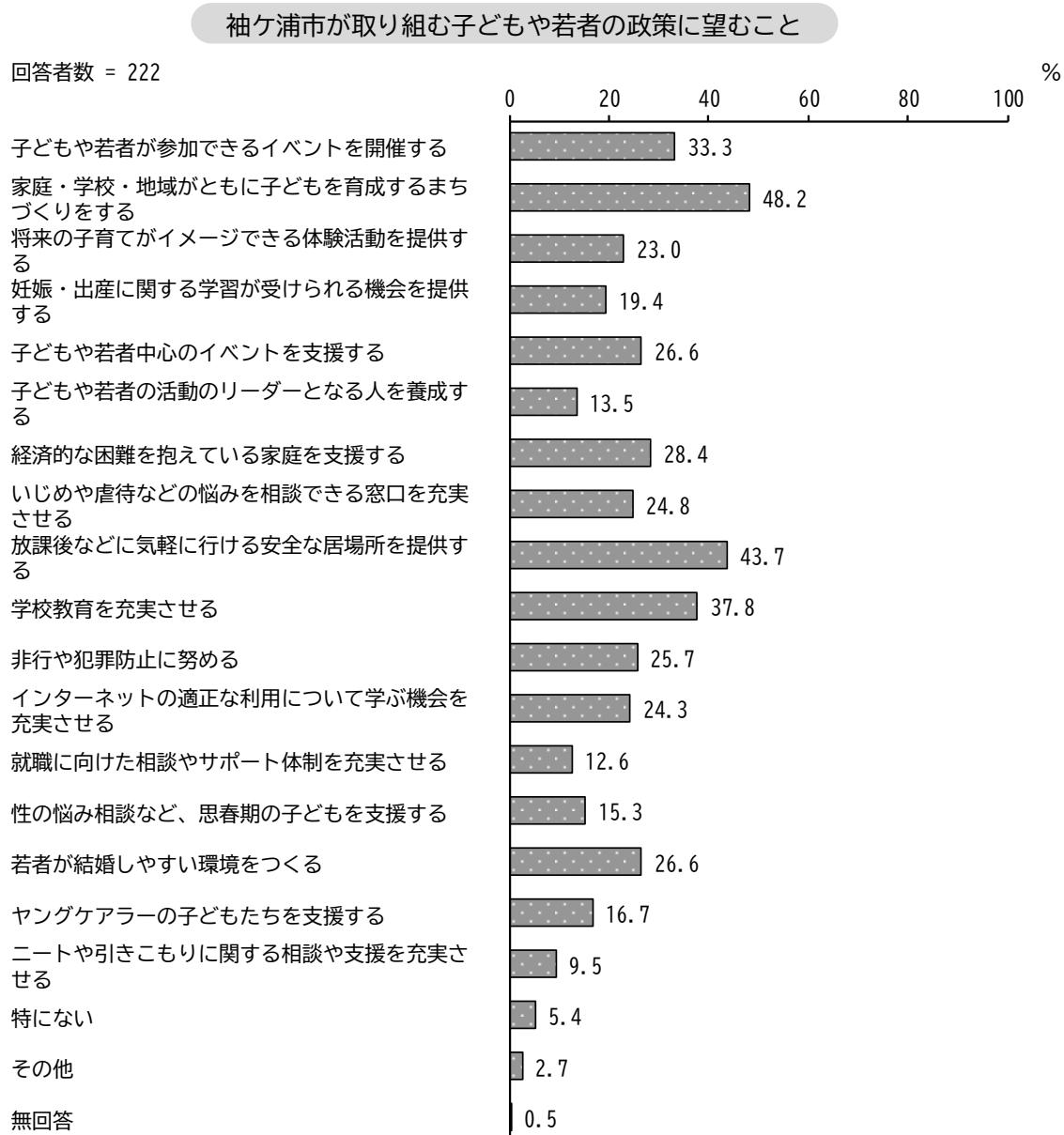
⑬ 自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか

「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が77.0%、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が14.9%となっています。



⑭ 袖ヶ浦市が取り組む子どもや若者の政策に望むこと

「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」の割合が48.2%と最も高く、次いで「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が43.7%、「学校教育を充実させる」の割合が37.8%となっています。



(3) 若者意識調査結果からみた課題

① 結婚・子育てに関する経済的支援の充実

現在結婚について抱いている不安として「経済的な不安」、結婚したくないと考える理由として「経済的な面」が上位に挙げられており、結婚しやすい又はしたいと思える環境づくりに効果的だと思う取組として「結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援」の割合が最も高くなっています。

また、子どもを持つために必要だと思うこととして「給料が増えること」の割合が81.1%と最も高くなっています。子どもが生まれた後も「働く（働き続ける）」と回答した割合が95.9%となっています。

このことから、結婚・子育てに関する経済的な援助が必要であり、子どもを生んだ後も仕事が続けられる環境づくりが重要です。

② 子どもや若者の自己肯定感の向上

今の自分が好き又は自分らしくいることができていると「思わない」と回答した割合は27.9%となっています。また、自分の意見や考えを周りに聞いてもら正在すると“思わない”（「あまりそう思わない」と「そう思わない」の合計）と回答した割合は14.9%となっており、自己肯定感の低い子どもが一定数いることがうかがえます。

子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組について、「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が69.4%と最も高くなっていることから、気軽に趣味や運動ができる場を提供することが必要です。

③ 地域で子どもを支える意識の向上

地域との関わり方について、地域でのイベントや活動への参加頻度が「少ない」と回答した割合は62.2%、地域の人との交流が「少ない」と回答した割合は63.5%と高くなっています。また、子どもや若者の政策に望むこととして、「家庭・学校・地域とともに子どもを育成するまちづくりをする」、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」が上位に挙げられています。

子どもにとって安全・安心な居場所の提供や、地域で子どもの成長を支えるという意識の向上が重要です。

10 市民意識調査結果からみた市民の意向

(1) 調査の実施概要

① 調査の目的

「袖ヶ浦市こども計画」を新たに作成するため、その基礎資料とするためにアンケート調査を実施しました。

② 調査期間

令和7年7月11日～令和7年7月30日

③ 調査方法

郵送による配布・回収及びWEBによる回答

④ 配付・回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
一般市民調査	1,000 件	337 件	33.7%

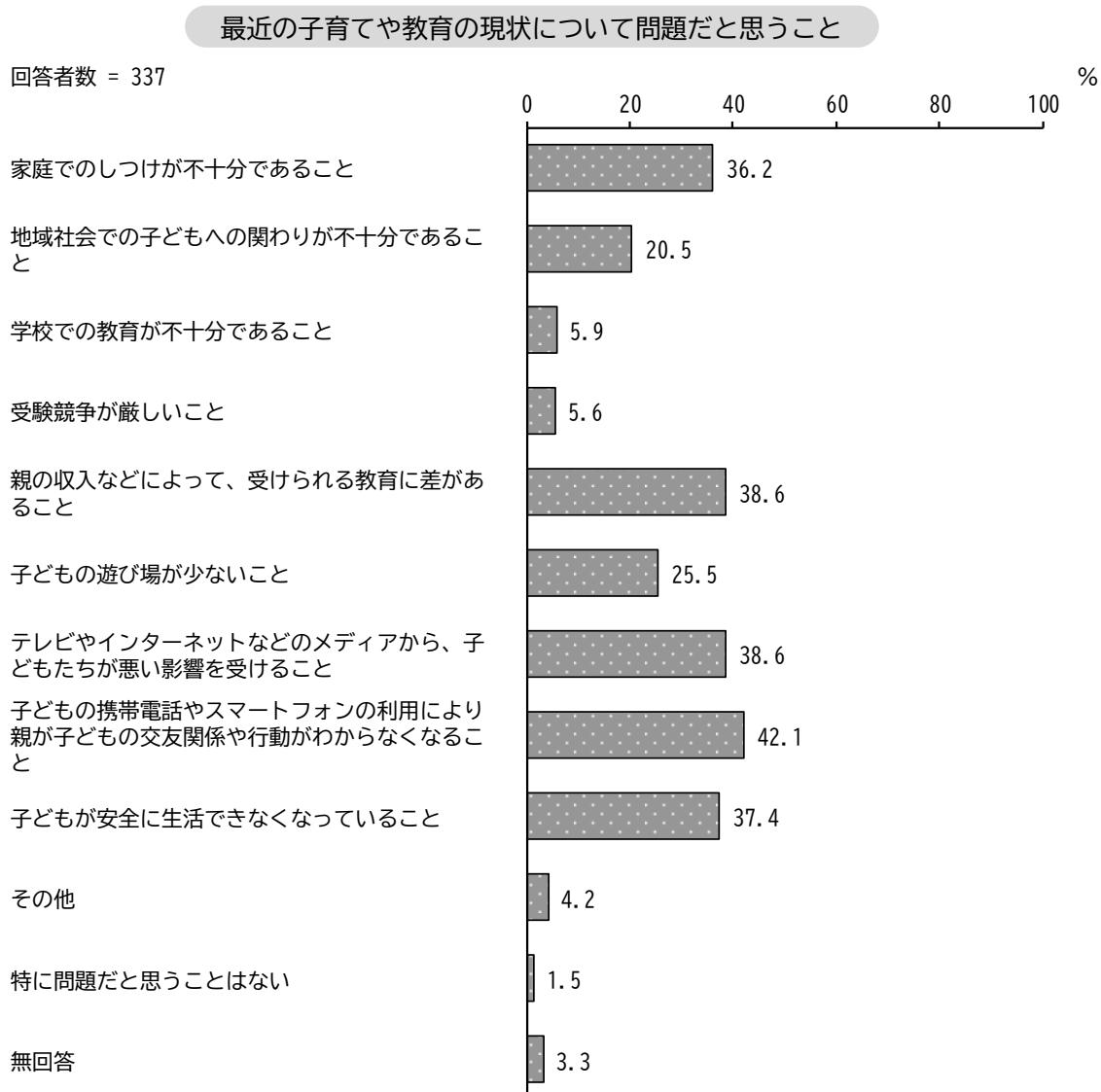
⑤ 調査結果の表示方法

- 回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（%）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 主な集計結果

① 最近の子育てや教育の現状について問題だと思うこと

「子どもの携帯電話やスマートフォンの利用により親が子どもの交友関係や行動がわからなくなること」の割合が42.1%と最も高く、次いで「親の収入などによって、受けられる教育に差があること」、「テレビやインターネットなどのメディアから、子どもたちが悪い影響を受けること」の割合が38.6%となっています。

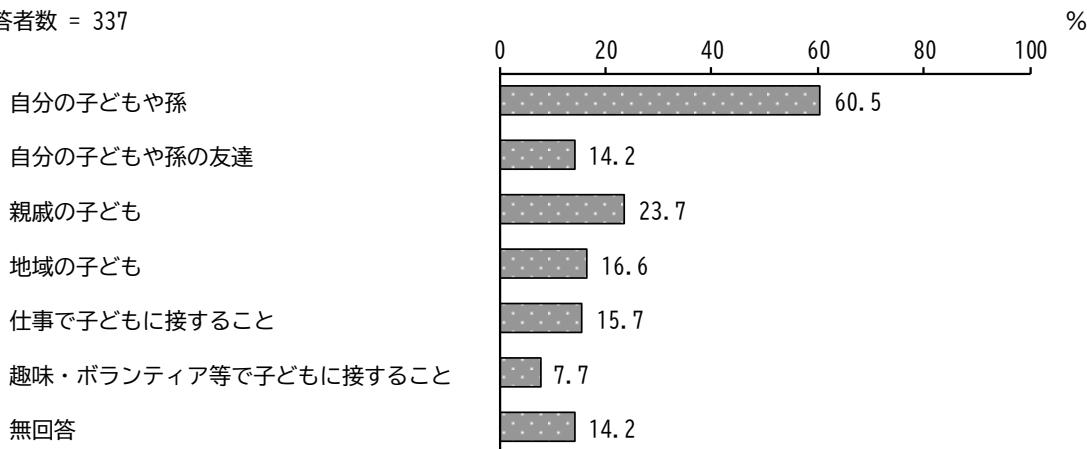


② 普段、子ども（おおむね20歳未満）と接する機会の有無

「自分の子どもや孫」の割合が60.5%と最も高く、次いで「親戚の子ども」の割合が23.7%、「地域の子ども」の割合が16.6%となっています。

普段、子どもと接する機会の有無

回答者数 = 337

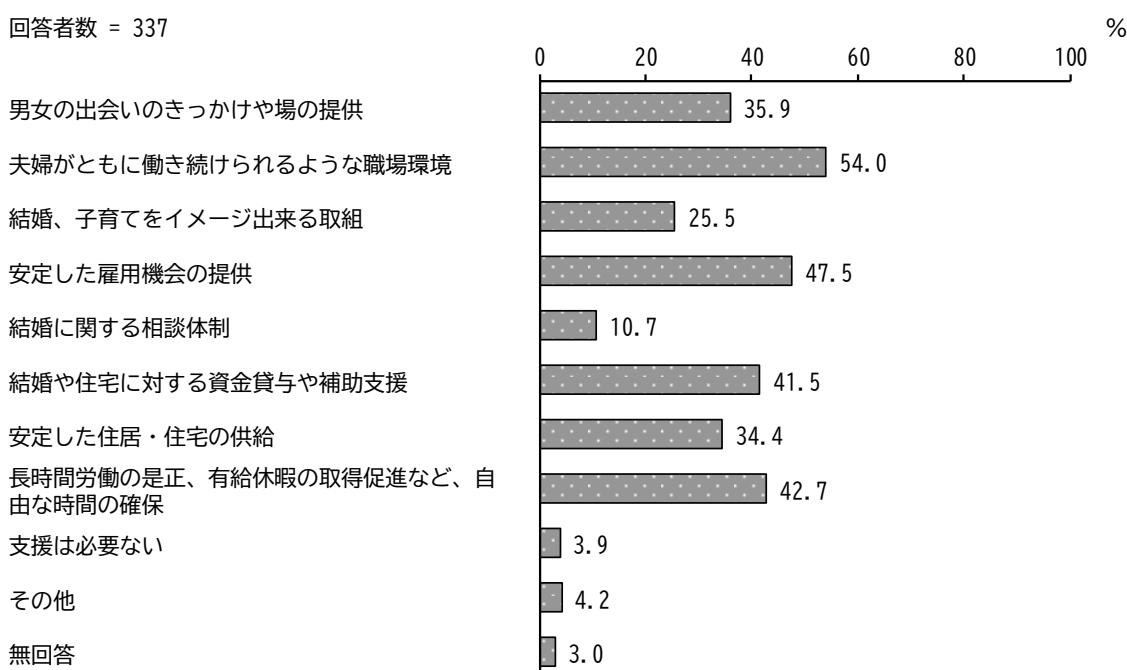


③ 結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」の割合が54.0%と最も高く、次いで「安定した雇用機会の提供」の割合が47.5%、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」の割合が42.7%となっています。

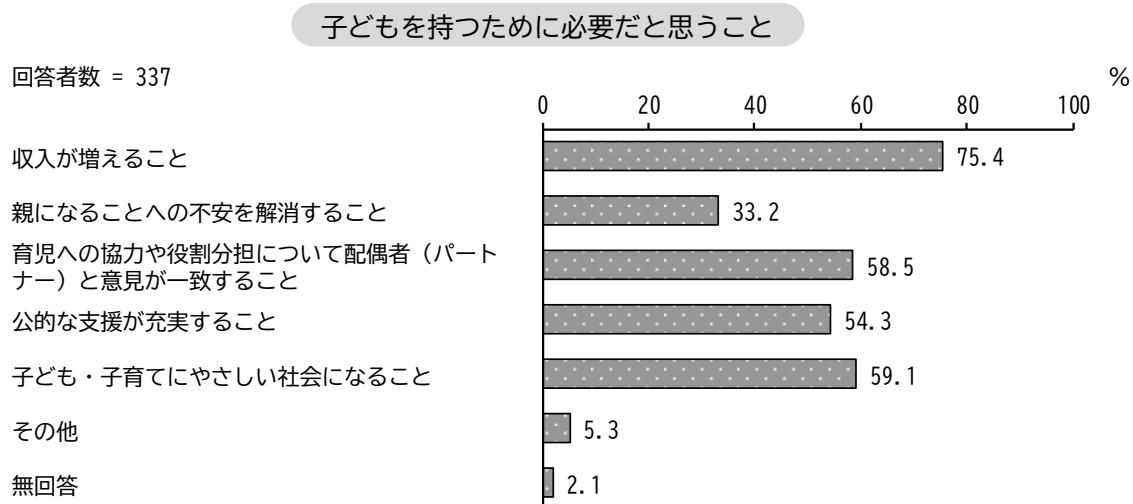
結婚しやすい、結婚したいと思える環境づくりに効果的だと思う取組

回答者数 = 337



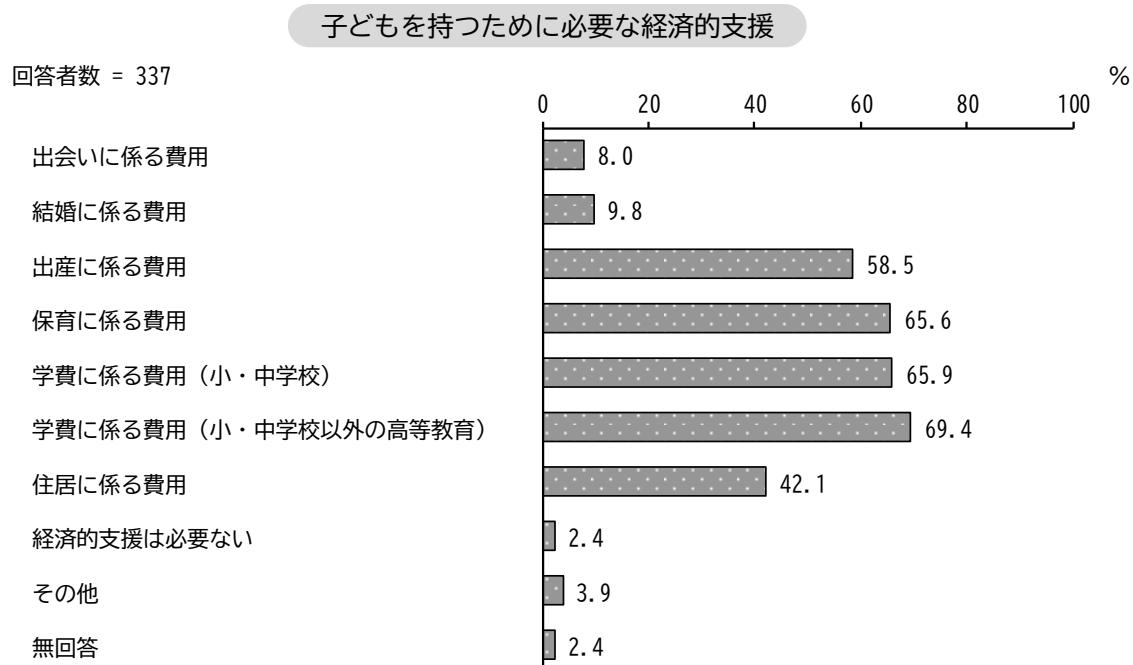
④ 子どもを持つために必要だと思うこと

「収入が増えること」の割合が75.4%と最も高く、次いで「子ども・子育てにやさしい社会になること」の割合が59.1%、「育児への協力や役割分担について配偶者（パートナー）と意見が一致すること」の割合が58.5%となっています。



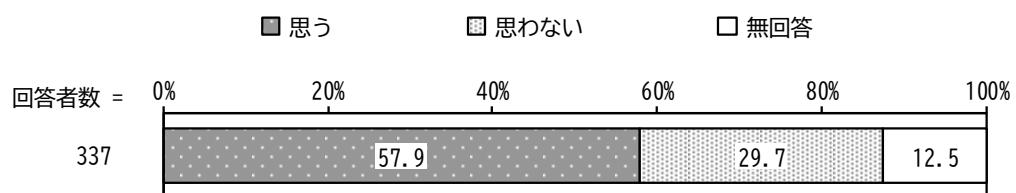
⑤ 子どもを持つために必要な経済的支援

「学費に係る費用（小・中学校以外の高等教育）」の割合が69.4%と最も高く、次いで「学費に係る費用（小・中学校）」の割合が65.9%、「保育に係る費用」の割合が65.6%となっています。



⑥ 今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思うか
 「思う」の割合が57.9%、「思わない」の割合が29.7%となっています。

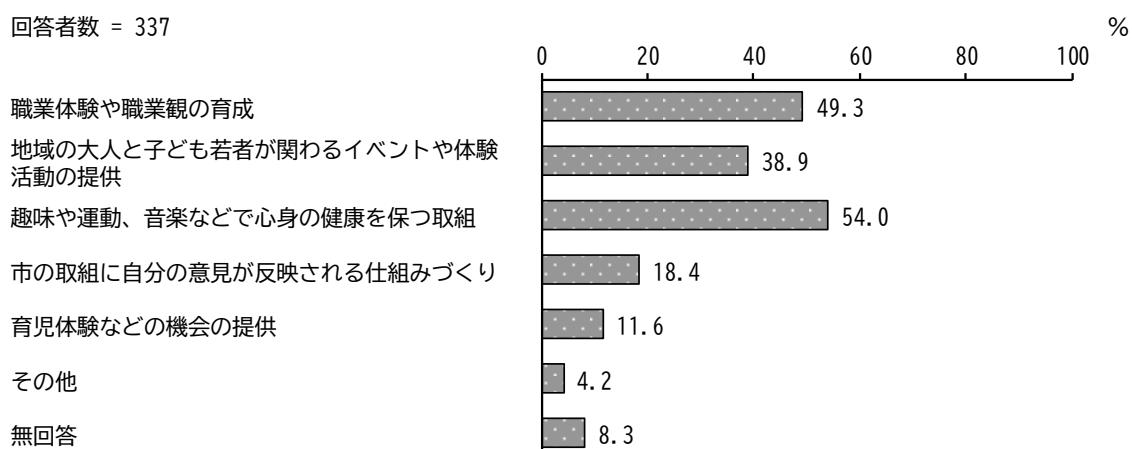
今の自分が好き又は自分らしくいることができていると思うか



⑦ 子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組

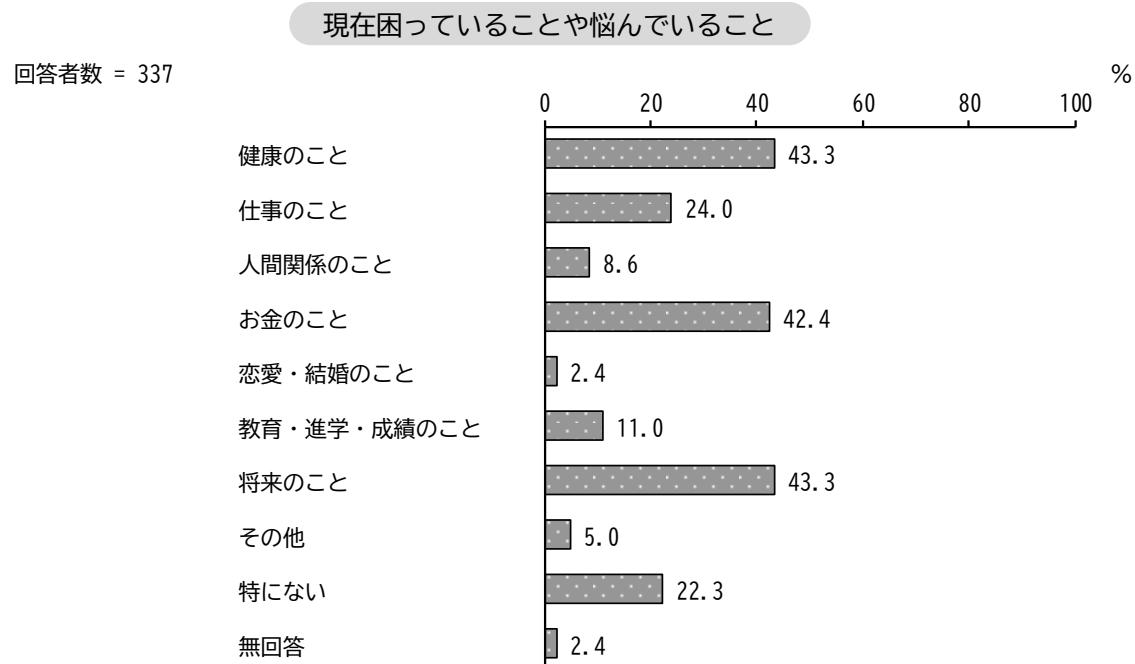
「趣味や運動、音楽などで心身の健康を保つ取組」の割合が54.0%と最も高く、次いで「職業体験や職業観の育成」の割合が49.3%、「地域の大人と子ども若者が関わるイベントや体験活動の提供」の割合が38.9%となっています。

子どもや若者の自己肯定感を高めるために役立つと思う取組



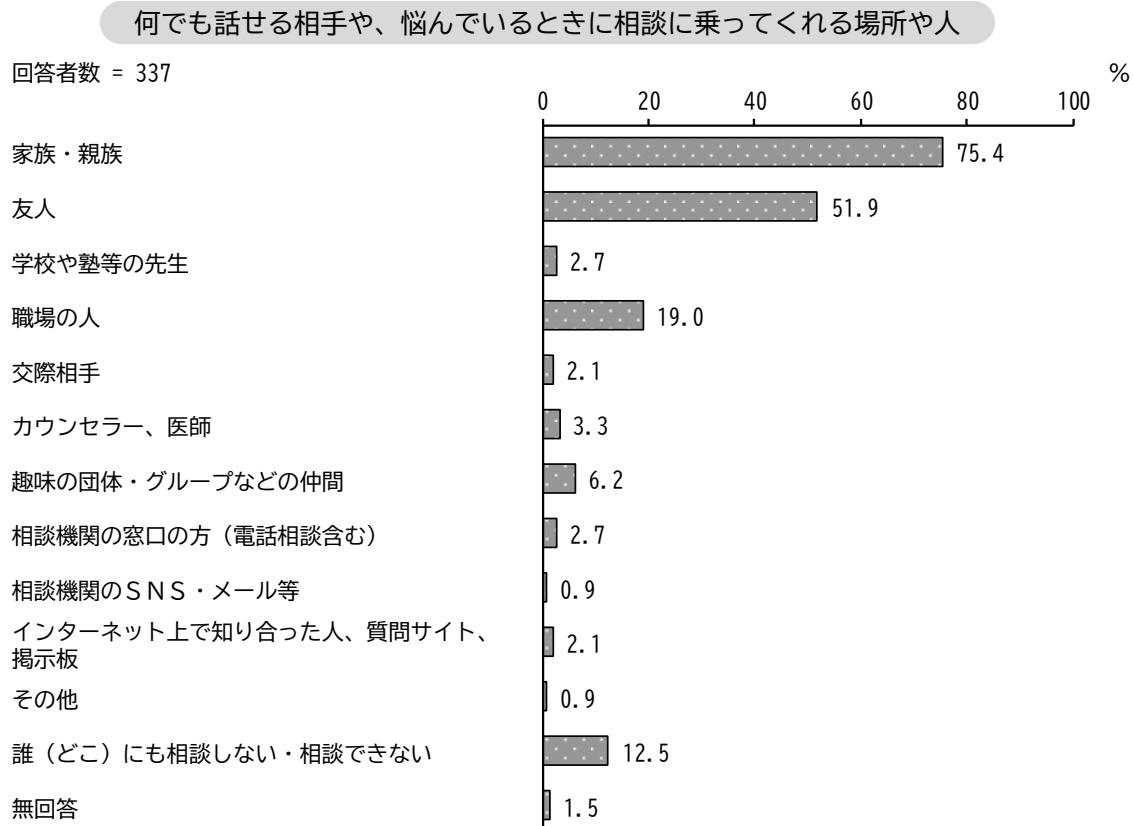
⑧ 現在困っていることや悩んでいること

「健康のこと」、「将来のこと」の割合が43.3%と最も高く、次いで「お金のこと」の割合が42.4%となっています。



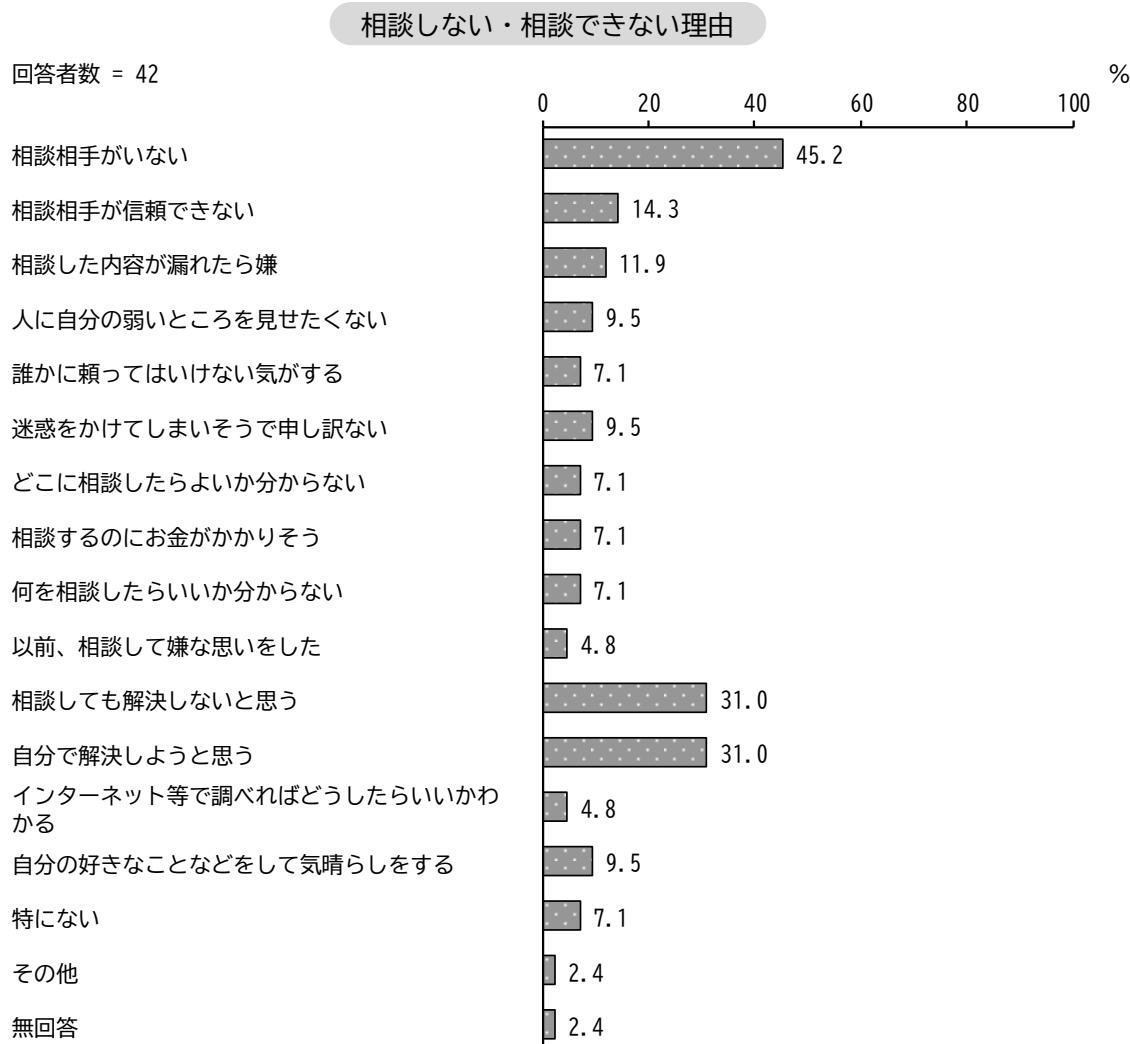
⑨ 何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人

「家族・親族」の割合が75.4%と最も高く、次いで「友人」の割合が51.9%、「職場の人」の割合が19.0%となっています。



⑩ 相談しない・相談できない理由

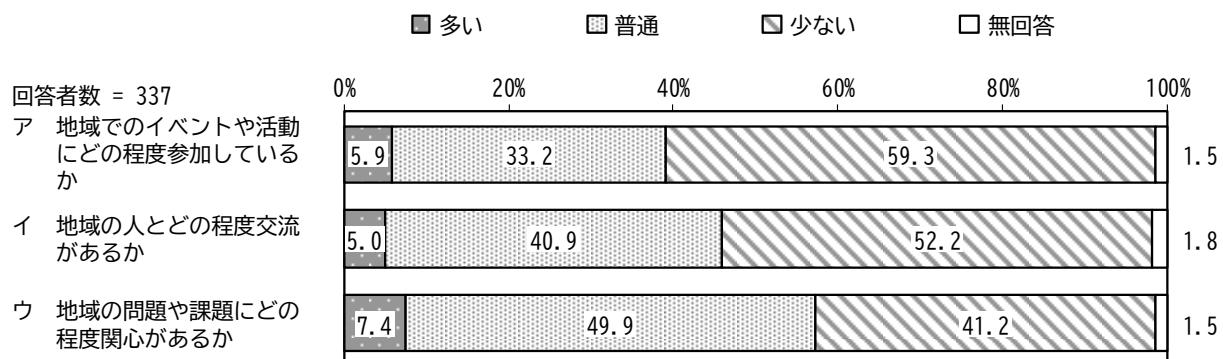
「相談相手がいない」の割合が45.2%と最も高く、次いで「相談しても解決しないと思う」、「自分で解決しようと思う」の割合が31.0%となっています。



⑪ これまでの地域との関わり方の状況

『ウ 地域の問題や課題にどの程度関心があるか』で「多い」、「普通」が、『ア 地域でのイベントや活動にどの程度参加しているか』で「少ない」が高くなっています。

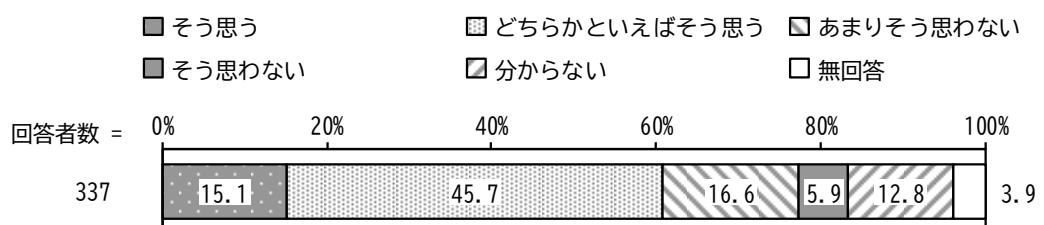
これまでの地域との関わり方の状況



⑫ 自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか

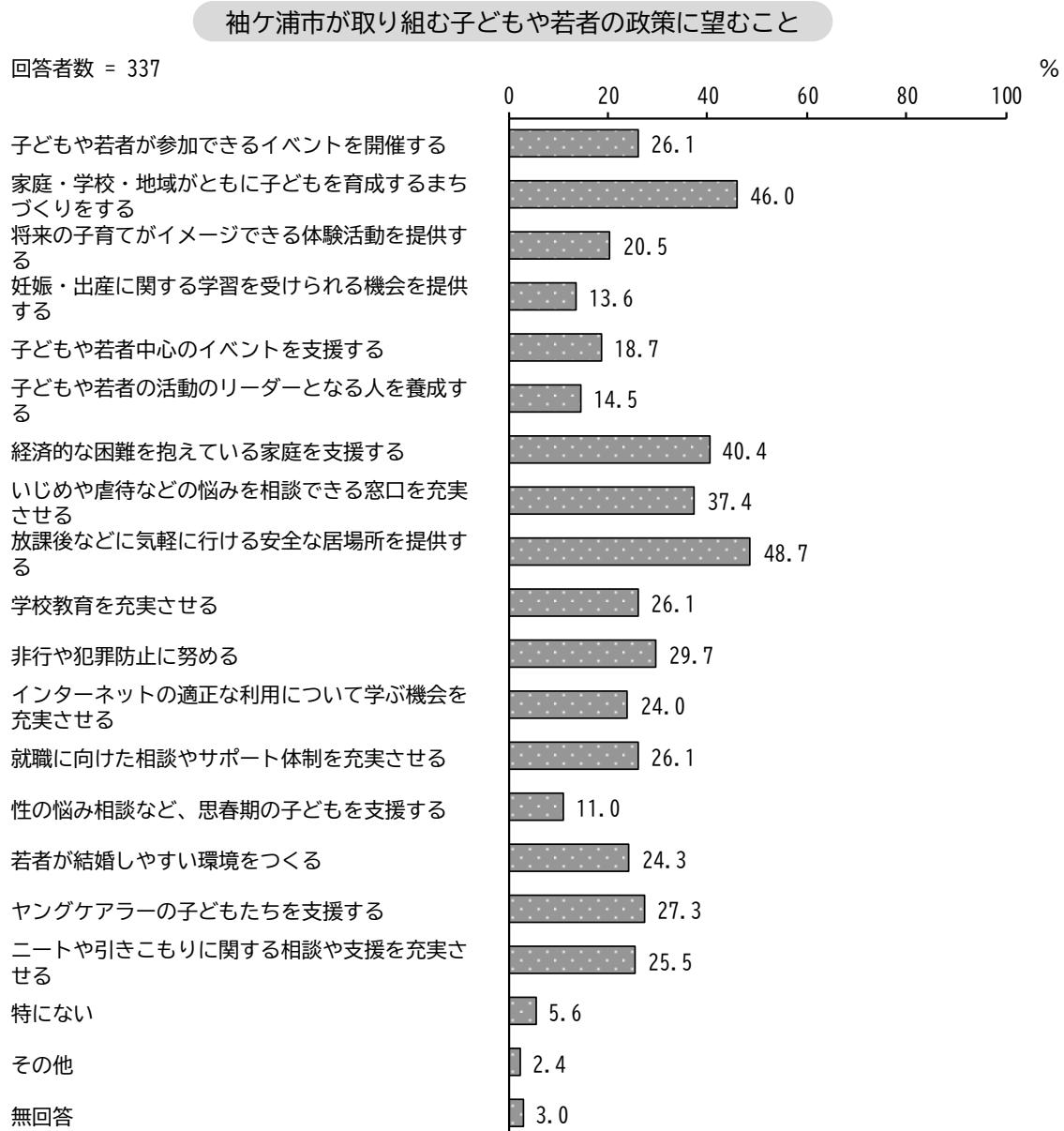
「そう思う」「どちらかといえばそう思う」を合わせた“そう思う”的割合が60.8%、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた“そう思わない”的割合が22.5%となっています。

自分の意見や考えを周りに聞いてもらえていると思うか



⑬ 袖ヶ浦市が取り組む子どもや若者の政策に望むこと

「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」の割合が48.7%と最も高く、次いで「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」の割合が46.0%、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」の割合が40.4%となっています。



(3) 市民意識調査結果からみた課題

① 子育てや教育の現状について

最近の子育てや教育の現状について問題だと思うこととして「子どもの携帯電話やスマートフォンの利用により親が子どもの交友関係や行動がわからなくなること」、「親の収入などによって、受けられる教育に差があること」、「テレビやインターネットなどのメディアから、子どもたちが悪い影響を受けること」が上位に挙げられています。

このことから、スマートフォンの危険性についての学習機会の提供、平等な教育機会の提供が必要です。

② 結婚に関する就労支援の充実

結婚しやすい又はしたいと思える環境づくりに効果的だと思う取組として、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境」、「安定した雇用機会の提供」、「長時間労働の是正、有給休暇の取得促進など、自由な時間の確保」が上位に挙げられています。

結婚をした後も働き続けられる取組を推進するとともに、仕事と家庭を両立するための就労環境の整備が求められています。

③ 相談先の充実

何でも話せる相手や、悩んでいるときに相談に乗ってくれる場所や人について、「誰（どこ）にも相談しない・相談できない」と回答した割合は12.5%と低いものの一定数いることがうかがえます。また、相談しない・相談できない理由については、「相談相手がいない」の割合が45.2%と最も高くなっています。気軽に話し合えたり相談できたりする場を増やし、孤立する人を出さない環境づくりが重要です。

④ 子どもや若者の政策に望むこと

市が取り組む子どもや若者の政策に望むこととして、「放課後などに気軽に行ける安全な居場所を提供する」、「家庭・学校・地域がともに子どもを育成するまちづくりをする」、「経済的な困難を抱えている家庭を支援する」が上位に挙げられています。

経済的な負担軽減のための取組を引き続き進めるとともに、子どもにとって安全・安心な居場所を提供し、地域で子育てを支える環境づくりが重要です。

11 関係団体調査からみた市民の意向

① 調査の目的

保健福祉関係や、子ども・子育て支援、教育関係団体の現状や意向を把握し、今後の施策方針や連携体制を検討するため

② 調査期間

令和7年8月1日～令和7年8月18日

③ 調査方法

郵送による配布・回収

④ 調査対象

区分	個所数	団体名
保育所	9か所	スクルドエンジェル保育園袖ヶ浦園Ⅰ・Ⅱ キッズガーデンひまわり まなびの森保育園長浦 社会福祉法人 里心会 久保田保育所 根形保育所 みどりの風保育園 福王台保育所 平川保育所 社会福祉法人 創幼福祉会（認定こども園にも該当）
幼稚園	3か所	学校法人栗原学園（蔵波台さつき幼稚園） 袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園 袖ヶ浦市立中川幼稚園
放課後児童クラブ	7か所	NPO 法人キッズパレット 有限会社すみれ福祉会 蔵波学童保育所つくしんぼクラブ キッズクラブ奈良輪（NPO 法人三楽） 昭和保育園学童保育 OLIVES・GRAPES いずみクラブ 蔵波すくすく児童クラブ
ファミリーサポートセンター	1か所	袖ヶ浦市ファミリーサポートセンター
放課後等デイサービス	2か所	ハッピーテラス袖ヶ浦教室 ばるぶるーむ
子ども食堂	2か所	ガウラこども食堂 くらなみほんわかこども食堂
その他	2か所	アレッタ袖ヶ浦園 児童発達支援センターヒツジ

(2) 主な調査結果

①「こども基本法」の施行やこども家庭庁の設置などによって、活動内容に変化はありましたか。

こども基本法やこども家庭庁の設置による活動内容の大きな変化は感じられないものの、子どもの意見を尊重し、主体性を重視する保育に取り組む姿勢が強化されていることが見受けられました。また、こども食堂のイメージ改善や、新たなガイドラインが形成されたことも評価されています。

②子どもたちを見て、気になることはありますか。

【生活面（身の回りの清潔、衣服の着脱、食事、排泄、睡眠等）について】

アレルギーや偏食、生活リズムの乱れが多くの子どもに見受けられ、発達的な課題も感じられることがわかりました。また、家庭の影響で自立した生活技術が不足している現状が指摘されています。保護者との連携や丁寧な関わりが必要とされ、子どもたちの育つ力を見守る重要性が一層強調されています。

【人とかかわる力について】

子どもたちの人と関わる力の発展に向けた取り組みが進んでいることが示されました。異年齢保育やこども食堂などの活動を通じ、思いやりや協調性が育まれる様子が見られます。しかし、言葉の発達やコミュニケーションに課題を抱える子どもも多く、特に一人っ子家庭の子どもたちには関わり方の工夫が求められています。保育士との愛着関係が重要な基盤となり、子どもたちの成長を支える役割を担っています。

【学ぶ力につけるために大事だと思うのはどのようなことでしょうか。】

子どもたちの学ぶ力を育むためには、好奇心を原動力とした探索や多様な体験が不可欠であると指摘されました。親や周囲のサポートが子どもの学びを奪うことなく、自己肯定感を育むことも重要です。また、IT化の進展に伴い、実際の体験を通じた学びがより一層工夫される必要があります。人と関わりながら学ぶことが、理解を深めたり新しい視点を得る鍵となります。

③子どもを見て、貧困、障害、外国籍など気になることを自由にご記入ください。

発達障害や多国籍の子どもたちの増加に伴い、様々な支援が求められる現状が浮き彫りになりました。特に、家庭環境や貧困による影響が大きく、清潔さや衣類、食事に困難を抱える子どもたちの存在が指摘されています。また、外国籍保護者とのコミュニケーションの難しさが、子どもたちの学びや成長を妨げる要因になっていることが多く、保護者自身の気づきが不足しているケースもありました。多様性を尊重しつつ、適切なサポート体制が求められています。

④子どもの保護者について思っていることや気になることを自由にご記入ください。

保護者の状況や意識に多様な課題が見受けられました。特に、家庭での育児力が低下し、生活リズムやコミュニケーションの問題が子どもたちに影響を与えていることが懸念されています。また、ひとり親家庭や貧困層におけるサポートの必要性、SNSでの論争が保護者と園との信頼関係に影響を与える現状も浮き彫りになりました。保護者自身の自己中心的な考えが子育てにおいて支障をきたしているケースが目立ち、社会全体でのサポートが求められています。子どもたちの成長にとって重要な役割を果たす保護者の意識向上が大切です。

⑤その他、子育て支援についてのご意見を自由にご記入ください。

子育て支援に関する意見では、親と子どもの「つながり」や「安心」の重要性が強調されました。孤立感が子どもや親に悪影響を及ぼすとされ、居場所の提供や親教育が求められています。また、いじめや貧困の問題への早期対応が必要で、保護者との信頼関係を築くための情報共有や研修が期待されています。さらに、子どもに何が良いかを考えた支援や自然体験の導入が重要視され、支援体制や資金面の課題も指摘されています。全体として、保護者が子育てしやすい環境を整えることが子どもたちの成長に繋がるという認識が広がっているようです。

(3) 関係団体調査からみた課題

こども基本法の施行やこども家庭庁の設置により制度的な整備が進んでいますが、現場における活動内容には大きな変化が見られていませんが、子どもの主体性を尊重する保育への意識が高まり、こども食堂のイメージ改善やガイドラインの整備など、支援の質的向上が進んでいる点は評価できます。

一方で、子どもたちの生活面では、アレルギーや偏食、生活リズムの乱れが多く見られ、家庭環境の影響によって基本的な生活技術が十分に身についていない子どもが増加しています。これは、保護者の育児力や生活習慣の乱れが背景にあると考えられ、保護者との連携や支援の強化が必要となります。

また、言語発達やコミュニケーション能力に課題を抱える子どもが多く、特に一人っ子家庭では人との関わり方に工夫が必要です。保育士との愛着関係が子どもの成長に大きく影響することから、保育現場での関係構築の質を高める取り組みが求められます。

さらに、発達障害や外国籍の子どもが増加している現状では、文化的背景や言語の違いに配慮した支援体制が整っていないことが課題です。家庭の貧困や保護者の情報不足により、子どもが清潔さや食事面で困難を抱えるケースも見受けられます。

保護者の意識や行動にも課題があり、SNSによる誤解や対立が保育施設との信頼関係を損なう要因となっています。自己中心的な育児観が子どもの成長に悪影響を及ぼすケースもあり、保護者への啓発と支援が必要です。

子育て支援においては、親子のつながりや安心感を確保するための居場所づくり、自然体験の導入、早期のいじめ・貧困対応など、包括的な支援策の充実が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「こども大綱」で示された「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が、日本国憲法、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のことです。

本計画では、「こどもまんなか社会」の実現に向け、袖ヶ浦市子育て応援プラン（第3期）の理念や方向性などを引き継ぎ、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指して「＊＊＊」を基本理念とします。



2 計画推進のための基本的視点

基本理念となる「＊＊＊＊＊」を実現するための施策を推進する、基本的な視点は、次のとおりです。

(1) こども・若者の今とこれからに最善の利益を図る

こども・若者は、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。そのため、こども・若者を、多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからに最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者が、自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができ、それらに基づいて将来を自らが選択でき、生活の場や政策決定の過程において安心して意見を言え、述べた意見が反映され、それにより周囲や社会が変わっていく体験を積み上げながら、希望と意欲に応じて将来を切り開いていけるよう、取り組んでいきます。

また、声を上げにくい状況にあるこども・若者に特に留意しつつ、『「こども」とともに』という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しします。

(2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を發揮することにつながり、大人は、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重することが大切です。

そのため、こども・若者が意見形成をし、社会に参画する上でも意見表明は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行います。

(3) ライフステージに応じて切れ目なく支援する

こどもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長し、若者として社会生活を送るようになります。こどもの成長の過程は、その置かれた環境や、乳幼児期からの様々な経験の積み重なりによって、大きく影響されます。

このことから、こどもが若者となり自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していきます。

(4) 良好的な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

貧困と格差は、こどもやその家族の幸せな状態を損ね、人生における選択可能性を制約し、ひいては社会の安定と持続性の低下にもつながります。貧困と格差の解消を図ることは、良好な成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにするための前提であり、全ての「こども施策」の基盤となります。

そのため、乳幼児期からの安定した愛着(アタッチメント)の形成を保障するとともに、愛着を土台として、こども・若者の良好な成育環境を保障し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組みます。

(5) 若い世代の生活の基盤の安定を図る

若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻むあい路の打破に取り組みます。また、若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを生かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにします。

もとより、結婚、妊娠・出産、子育てについての多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立ち、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で若い世代を支えていくことができるよう取り組みます。

3 施策体系

[基本理念]

[施策分野]

[施策/取り組みの方向性]

1 ライフステージを通した施策分野

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
①こどもの権利に関する理解促進
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
①安心して遊べる環境の整備
②社会を生き抜く力の育成
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
①こども若者への保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
①経済的に困難なこどもの支援
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
①障がい児施策の充実
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
①児童虐待防止対策の充実
- (7) こども・若者の自殺対策・犯罪などからこども・若者を守る取組
①こどもを取り巻く有害環境対策の推進
②被害にあったこどもの支援の推進
③安全な道路交通環境の整備
④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
⑤こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

2 ライフステージに応じた施策分野

- (1) こどもの誕生前から幼児期までの支援
①保育サービスの充実
②切れ目ない妊娠婦・乳幼児に関する保健対策の充実
③食育等の推進
- (2) 学童期・思春期の支援
①こどもが安心して過ごし学ぶことのできる公教育の提供
②こどもの健全育成環境の充実
③こどもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備
④学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
⑤未来の親の育成
- (3) 青年期の支援
①高等教育の修学支援
②就労支援、雇用と経済的基盤の安定
③結婚を希望する方への支援
④悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3 子育て当事者を支える施策分野

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
①子育てに係る経済的負担の軽減
②経済的に困難なこどもの支援
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
①地域における子育て支援サービスの充実
②子育て支援ネットワークづくりと人材の活用
③こどもの健やかな成長を見守る地域づくり
④家庭や地域の教育力の向上
- (3) 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
①仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等
②仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備
- (4) ひとり親家庭への支援
①ひとり親家庭等の自立支援の推進



4 指標の設定

現行の子育て応援プラン(第3期)で設定している指標を掲載するとともに、新たな指標について検討し、掲載します。

第4章 施策の展開

第3章で定めた施策体系に基づき、
基本施策ごとに目指す方向性や必要な取組みを定めます。
また、基本施策ごとに取り組む具体的な事業を掲載します。

第5章 教育・保育の内容と供給体制

現行の子育て応援プラン(第3期)の第5章を掲載します。

第6章 計画の推進体制

現行の子育て応援プラン(第3期)の第6章を掲載します。

資料編

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例等の資料を掲載します。